

# 陳 情 書 綴

(陳情第 41 号～第 60 号)

令和 8 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会



# 目 次

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 陳情第 4 1 号 自治会館について……………           | 1   |
| (議会運営委員会)                         |     |
| 陳情第 4 2 号 行政にかかる諸問題について……………      | 5   |
| (総務財政委員会)                         |     |
| 陳情第 4 2 号 行政にかかる諸問題について……………      | 5   |
| 陳情第 4 3 号 行政にかかる諸問題について……………      | 9   |
| 陳情第 4 4 号 行政にかかる諸問題について……………      | 1 3 |
| (市民人権委員会)                         |     |
| 陳情第 4 3 号 行政にかかる諸問題について……………      | 9   |
| 陳情第 4 5 号 障害者施策等の充実について……………      | 1 9 |
| (健康福祉委員会)                         |     |
| 陳情第 4 3 号 行政にかかる諸問題について……………      | 9   |
| 陳情第 4 4 号 行政にかかる諸問題について……………      | 1 3 |
| 陳情第 4 5 号 障害者施策等の充実について……………      | 1 9 |
| 陳情第 4 6 号 加齢性難聴者への支援について……………     | 2 3 |
| 陳情第 4 7 号 H P V ワクチンについて……………     | 2 5 |
| 陳情第 4 8 号 歯科健診について……………           | 2 9 |
| 陳情第 4 9 号 新型コロナウイルス等ワクチンについて…………… | 3 1 |
| 陳情第 5 0 号 障害者施策等の充実について……………      | 3 3 |
| 陳情第 5 1 号 行政にかかる諸問題について……………      | 4 5 |
| (産業環境委員会)                         |     |
| 陳情第 4 2 号 行政にかかる諸問題について……………      | 5   |
| 陳情第 4 4 号 行政にかかる諸問題について……………      | 1 3 |

(建設委員会)

|     |     |                    |    |
|-----|-----|--------------------|----|
| 陳情第 | 43号 | 行政にかかる諸問題について…………… | 9  |
| 陳情第 | 44号 | 行政にかかる諸問題について…………… | 13 |
| 陳情第 | 50号 | 障害者施策等の充実について…………… | 33 |

(文教委員会)

|     |     |                    |    |
|-----|-----|--------------------|----|
| 陳情第 | 43号 | 行政にかかる諸問題について…………… | 9  |
| 陳情第 | 44号 | 行政にかかる諸問題について…………… | 13 |
| 陳情第 | 45号 | 障害者施策等の充実について…………… | 19 |
| 陳情第 | 50号 | 障害者施策等の充実について…………… | 33 |
| 陳情第 | 51号 | 行政にかかる諸問題について…………… | 45 |
| 陳情第 | 52号 | 不登校支援について……………     | 51 |
| 陳情第 | 53号 | ワクチンについて……………      | 57 |
| 陳情第 | 54号 | 学校図書館について……………     | 61 |
| 陳情第 | 55号 | 図書館行政について……………     | 65 |
| 陳情第 | 56号 | 図書館行政について……………     | 67 |
| 陳情第 | 57号 | 図書館行政について……………     | 69 |
| 陳情第 | 58号 | 支援学校等について……………     | 73 |
| 陳情第 | 59号 | 放課後施策について……………     | 77 |
| 陳情第 | 60号 | 放課後施策について……………     | 81 |



## 自治会館について

陳 情 者 堺市南区

桃山台自治会館運営委員会（委員長：弦 本 勲）

桃山台3丁南自治会（会 長：小 野 昌 弘）

桃山台3丁中自治会（会 長：弦 本 勲）

桃山台4丁自治会（会 長：山 中 多佳子）

### 桃山台自治会館の継続利用に関する陳情

#### 陳情の内容

##### 1. 年間延べ1万8,000人が利用する、地域に不可欠な活動拠点

桃山台自治会館は、自治会や老人会の会合をはじめ、健康体操、芸術活動、囲碁将棋、各種サークル、子どもの学習など、実に45団体・年間延べ1万8,000人ももの地域住民が日常的に利用している極めて活動的な施設です。陳情者になった3自治会だけでなく、運営委員会に非加入の周辺自治会も利用しています。

高齢化が深刻化し、遠方の施設まで歩けない住民が増える中、この会館は住民の健康維持や孤立防止、地域コミュニティの維持に一刻も欠かすことのできない生命線です。

##### 2. 住民自治による22年間の維持管理の実績と歴史的経緯

本会館は1972年（昭和47年）に大阪府企業局がニュータウン住民の集会用施設として設置し、1984年（昭和59年）に堺市へ無償譲渡されました。2003年（平成15年）に会館廃止の動きがあった際、当時の住民が存続運動を展開した結果、堺市長の政治判断により、2004年（平成16年）12月以降は堺市から福泉中央校区自治連合会（以下、連合会）が無償貸与を受ける形で継続利用が認められました。

ただし連合会は、実際の管理運営に一切タッチしておらず、連合会と3自治会の覚書に基づき、地元の3丁南、3丁中、4丁の自治会と老人会で構成する「桃山台自治会館運営委員会」が管理運営を行い、利用管理から総額1,000万円を超える建物補修、備品調達に至るまで、すべてを自主財源とボランティアで担ってまいりました。

まさに住民の汗と努力で守られてきた「住民自治」を体現する施設です。

### 3. 連合会脱退に伴う返還方針の不条理

今年3～4月、桃山台3丁南、3丁中の2つの単位自治会が、役員負担の重さなどを理由に連合会を脱退しました（4丁自治会は以前に脱退）。

すると連合会は、各自治会が再加入しない限り、使用貸借契約を途中で打ち切って会館を堺市へ返還（＝廃止）する方針を一方的に決めました（再加入の回答期限は7月末）。

福泉中央小学校区は広大です。校区自治連合会館は住民の居住地から1キロ前後も離れていて遠すぎ、代替施設にはなりません。本会館が閉鎖されれば、地域の自治活動、住民の自主的活動は著しく衰退します。

### 4. 住民との対話を拒んだ南区役所

私たちは会館の継続利用を求め、南区役所に対し、桃山台自治会館運営委員会または地元の単位自治会へ無償貸与するよう、要望を重ねました。

しかし、南区自治推進課は「連合会にしか貸せない。それが堺市の方針だ」という一点張りで、その具体的な理由の説明も拒み続けました。

このため、私たちは6月12日、単位自治会への無償貸与を求める要望書を住民・利用者649名の署名を添えて南区長へ提出するとともに、住民代表の生の声を聴く「話し合いの場」を求めました。

ところが、南区長は7月3日付で「応じることができない」とする拒否の回答書を交付しました。区長が一度も話し合いの席に着くことなく、文書1枚で門前払いにしたのは、地域に寄り添うべき行政として極めて不誠実な姿勢です。

### 5. 南区長回答の論理破綻

南区側が提示した拒絶の理由は、以下のように客観的事実と完全に矛盾し、論理破綻しています。

#### (1) 「全市的な方針」という根拠なき主張

区長は「1校区1コミュニティ施設という全市的な方針のもと、地元自治連合会が無償使用することを前提としている」と主張しますが、私たちが堺市へ情報公開請求を行った結果、「地域会館を連合会以外に貸せないとする規則、規定、政策決定文書は堺市に【存在しない】」との公式通知を得ています。明文化された根拠は何もないわけです。

#### (2) 「一貫した行政判断」という説明の虚偽

同じく情報公開請求により、堺市内では【13か所（うち南区7か所）】の会館・集会所が単位自治会へ無償貸与されており、土地だけの場合にいたっては【94か所（うち南区31か所）】が単位自治会へ無償貸与されている実例があることが判明しました。

他の地域で単位自治会への貸与を多数認めながら、桃山台においてのみ拒絶するのは、一貫性どころか「不公平な差別的扱い」にほかなりません。

## 6. 憲法および地方自治法に違反する重大な権利侵害

連合会から脱退したことを理由に自治会館の利用・貸与を拒絶する行政の対応は、住民に対して「施設を使いたければ連合会に所属し続けろ」と迫る不当な圧力です。これは日本国憲法第21条が保障する「結社の自由（脱退の自由）」を著しく侵害するものです。人権擁護と法令遵守の観点からも看過できません。

また、連合会加入の有無によって会館利用の可否を変えるのは、地方自治法第10条第2項（住民が普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利）が禁じる、所属組織の属性による住民への「不当な差別的扱い」そのものです。

福泉中央校区に23ある自治会・管理組合のうち、連合会加入は5自治会に過ぎません。ごく一部で組織する団体の意向を受けて行政が偏った方針を取ることは極めて不当です。

## 7. 大阪府からの譲渡の前提条件は住民活動のための施設

この間の連合会の態度は、強権的・高圧的・一方的なもので、信頼関係を保てない状況になっており、各自治会が連合会へ再加入することは困難です。

それを理由に、連合会が契約を途中で打ち切って、桃山台自治会館を堺市へ返還した場合、この会館を現在所管する南区自治推進課は、どうするのでしょうか。

そもそも本会館が大阪府から堺市へ無償譲渡されたのは、住民の集会施設として維持することを前提としたものです。形式的な契約関係の終了を盾に、堺市が一方的に会館を閉鎖したり他の目的に転用したりすることは、大阪府からの譲渡の前提条件にも反します。

## 8. 柔軟かつ現実的な解決への道筋

一番単純な解決策は、南区自治推進課が、現に22年間トラブルなく管理運営してきた「桃山台自治会館運営委員会」または単位自治会へ直接、無償貸与することです。

もし現所管部局での対応が困難であれば、他の地域で単位自治会への貸与事例を持つ「財産活用課」や「長寿支援課」への所管変更、あるいは「生涯学習課」を所管とする公民館化、堺市による会館の直営化など、いくらでも柔軟かつ現実的な選択肢は存在します。

市民協働課を含めた幅広い関係部署での協議と、地域住民との直接対話、堺市長の適切な政策判断が今、必要とされています。

## 9. 結び

法令上・政策上の根拠もないまま、憲法や地方自治法にさえ反する不条理な論理を盾に、地域住民の生命線である拠点を一方的に閉鎖することは、行政の自己目的化であり、堺市が掲げる「地域コミュニティの活性化」に逆行するものです。

私たちは、行政の硬直化した対応が市民の利益を損なうことのないよう監視し、住民の福祉と法令遵守の徹底を守る立場にある、堺市議会の良識あるチェック機能と政治判断に頼るほかありません。

地域住民が今後も安心して桃山台自治会館を継続利用できるよう、また行政が住民との誠実な対話の場を持つよう、本陳情を踏まえ、しかるべき適切な措置を講じていただきますよう、心より強くお願い申し上げます。

＜陳情事項＞

福泉中央校区桃山台自治会館（南区桃山台3丁1番15号）について、地域の自治活動や交流の場が奪われることなく、地域住民が今後も継続利用できるよう、柔軟かつ現実的な存続措置を講じるよう、堺市長に働きかける決議をしていただきたい。

受理年月日 令和8年7月15日

## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

山 口 明 徳

### <陳情事項>

#### 議会運営委員会審査分

##### 1. 議会の委員会視察の件について

毎年、議会におきましては、委員会視察を行っています。

しかしながら、その内容は公に公表されておらず、情報公開請求を行わないとその内容は確認できません。

視察先は、その内容において、先進的とりくみが行なわれているケースが多く大変参考になるケースも多く見受けられます。

さらに視察によって議会における論議も充実した内容になっているケースも見受けられます。

そこで、視察に関する資料及び報告書が簡単に見れるように議会図書室で見れるようにして下さい。

そうすれば、当局においても、様々な政策のプラットフォーム的な役割をはたせると思います。

##### 2. パワハラ条例の早期の制定して下さい

各自治体的において、議員のパワハラ等が社会問題になっています。

長年、堺市議会においても、その制定が検討されていましたが残念ながらその制定は目の見えていません。早期にその実現を目指して下さい

##### 3. 堺市議会においても多文化共生に関しての明確な論議を求めたい

#### 総務財政委員会審査分

##### 4. コンプライアンスについて

R7の懲戒処分、服務違反の処分件数が29件となっている。係長4件、課長級10件、部長・局長3件となっています。その内容も多岐にわたり、ハグによる局長の不祥事から勤務中の喫煙7

件と多岐にわたっています。

今年度も部長による扶養手当の不正受給となっています。

職員の規律保持を真剣に検討して下さい。

## 産業環境委員会審査分

### 5. やさしい日本語の普及について

多文化共生が大きな課題になっている中、やさしい日本語というのが注目をあつめています。

事実、回りくどいわかりにくい日本語も多く、子供等にもわかりやすいかという点と多分にむずかしい日本語が多く見受けられます。

つきましては教育委員会において、特に学校園ではやさしい日本語対応をして下さい。

さらに窓口においてもやさしい日本語での対応をすべく研修を実施して下さい。

さらに、やさしい日本語の普及を実施し、やさしい日本語の普及のための出前講座を実施して下さい。

### 6. 日本語教室の拡充を

最近、堺市において、様々な国の外国人を見受けます。現実的には、多くの外国人が住んでいるようです。しかしながら、言葉の壁がまだまだ多く、外国人の為の日本語教室に多くの外国人が学習しにきています。

そんな中で、ボランティア的な形で運営されている日本語教室では、その指導の為の人材が全く足りていません。

その為、堺市においては、その人材育成に力を入れて下さい。

(1) 地域の実情に合わせた日本語教室の運営の為の各区における課題と方針の確立

(2) 現在開催されている、日本語教室のボランティア育成事業を各区の状況にあわせて各区で実施

(3) 各段階における日本語教室の充実（子供学校での体制作り）

### 7. 具体的な多文化推進指針の作成

外国人が堺市において増加、今後も増加し、さらにインバウドも含めて、交流人口も増えると予想される中、より具体的な多文化推進指針が求められる。実態に促し課題を明確にして多文化推進指針の作成

### 8. 堺祭の見直し

現在の堺まつりに関して地元合意、各区の合意に関しての疑念がある。

堺祭に関しての様々な問題、費用の問題も含めて再検討を願いたい。

受理年月日 令和 8 年 8 月 3 日





## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子

大 野 ますみ

畠 山 久 子

### 陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者や子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

国も大阪府・堺市も、夢洲開発を中止し、気候危機や多発する災害への対策や被災地支援に、力を入れるべきではないでしょうか。

国際情勢がかつてない緊張状態にあると称して、国は巨額の防衛予算を計上しようとしています。堺市は国に対して、憲法を守り、外交力で日本政府の役割を果たし、平和に貢献するよう求めるとともに、市民の命とくらしを守るための予算の増額を要望して下さい。また相次ぐ災害に向けての対応も強めてください。

堺市として「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の町づくり」「福祉・教育の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願う市民の声を聞き、暮らし優先の街づくりの実現のためここに陳情いたします。

### <陳情事項>

#### 総務財政委員会審査分

1. 障がいのある方、とりわけ視覚障がい者が、市役所を訪れて受付に行けばサポートをしてもらえるのでしょうか。障がい者の方々の声を聞いて、サポートできる体制を整えてください。誰もが利用しやすい市役所、区役所にしてください。
2. 国民の暮らしが厳しくなる一方、国はさらに莫大な軍事費を予算化しようとしています。殺

傷能力のある武器を輸出するなど、憲法に反して戦争をする国にしないよう堺市として国に要望して下さい。

#### 市民人権委員会審査分

3. 防災対策として学校体育館や災害避難所に空調など環境の整備は最優先の事業です。早急に整備を進めて下さい。
4. 堺市の公民館は、6カ所しかありません。各区に作って下さい。またどの地域からも利用できるように乗合タクシーの停留所を増やして下さい。
5. 「選択的夫婦別姓制度」の議論がふたたび停滞しています。氏名を強制的に変更されない自由を保障することは、個人として尊重される基礎です。人権擁護都市の堺市として導入に向けて国に強く働きかけをしてください。
6. 非核宣言都市として、市民や学校園での平和の取り組みを広げてください。また市民団体の平和の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。
7. 唯一の戦争被爆国である日本の政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准をするよう堺市として国に要望してください。

#### 健康福祉委員会審査分

8. 带状疱疹、肺炎球菌ワクチンについて、予防接種は早いうちが有効です。公費の対象年齢をいつでもだれでも希望者全員にしてください。
9. 府下統一保険料による国保料は全国一高い保険料で、暮らしを圧迫しています。堺市として、引き続き国・府に対して被保険者の負担抑制のため、公費負担を引き上げるよう要望を強めてください。堺市も負担軽減のための措置を行うよう努力してください。
10. 「加齢性難聴者の補聴器購入助成は全国一律の基準で実施されるべきものである」という考えを改めてください。現に全国518の自治体が補聴器購入助成制度を独自に行っています。堺市として補聴器購入助成を早急に実現してください。
11. 介護保険料は、改定のたびに上がり、市民にとって保険料負担が重くなっています。介護保険料の減免措置はありますが、減免措置の適用範囲を広げてください。国にむけて利用料負担の軽減措置を拡大するよう強く要望してください。
12. 堺市の特別養護老人ホームは36カ所の施設（25.11.20時点で）で待機者は1,917人になっています。堺市の高齢者人口は65歳以上が233,100人と高齢化が進んでいます。有料老人ホームよりも安価で希望者が多い特別養護老人ホームを増設してください。
13. ケア労働の現場では、低待遇で離職者が絶えず、人手不足から労働環境が悪化し、人材が離れていくという悪循環で現場の努力も限界です。市民の命と暮らしを守る為にも市の費用負担

をさらに拡充し、抜本的な待遇改善を国に強く求めてください。

14. 平和塔のホームページが充実され、よりわかりやすくなりました。ホームページだけでなく、平和エリア（平和塔から地球儀モニュメントまで）を堺市の平和のシンボルとして、訪れた人々にもわかりやすく知らせる工夫をして下さい。たとえば、平和塔と地球儀モニュメントに設立主旨を書いた「説明板」の設置や、子どもたちにもわかりやすい「パンフレット」の作成などを要望します。
15. 堺市として、保育士不足と就学前保育施設の運営状況を把握し、保育士全体の待遇改善と施設への援助が出来るよう予算を増やして下さい。
16. さまざまな困難を抱える女性への相談支援の現場で働く女性相談員は、専門的なスキルで利用者と長期的に向き合い、少しずつ信頼関係を築く継続性が求められます。支援の質を担保するために研修を保障し、会計年度任用職員ではなく長期間にわたり就業できる正規職員として採用してください。

#### 建設委員会審査分

17. 前回の回答には都市拠点や地域拠点それぞれの役割に応じた都市機能の集約を図り、交通ネットワークでの移動をめざす都市計画マスタープランの引用がありました。住民の実情を無視している「府市」一体の開発が市内あちこちで進められています。目先の利益優先でなく人や自然にやさしいまちづくりを進めるための「開発」を望みます。
18. 低所得の単身者・高齢者・障がい者・子育て世代を含む住宅確保要配慮者が、安価で安心して住み続けられるよう市営住宅を整備拡充してください。やむを得ず公的賃貸住宅や民間賃貸住宅に居住する場合の家賃負担軽減のための施策を拡充してください。
19. おでかけ応援バス無料期間は市民の利用が増えています。高齢者以外にもすべての市民が利用しやすい制度を考えてください。バス路線・本数の充実、確保のためには運転士の待遇改善なしには進みません。事業者任せにせず抜本的な公共交通施策を進めて下さい。
20. 自転車を利用している市民にとっては、車道でも歩道でも危険を感じる事が多くあります。矢羽線や緑線・白線など途中で無くなったり、また線の違いが理解しにくいです。歩行者・自転車・自動車が共存し安全に通行できるよう、地域の道路環境の整備を進めてください。  
自転車ヘルメットは命を守る必需品です。市独自の直接的なヘルメット購入補助制度を作ってください。

#### 文教委員会審査分

21. 中央図書館の再整備では、パブリックサービス機能とセンター機能を分離せず広く市民に開かれた中央図書館を建設してください。堺市の図書館を市の直営で存続させて下さい。

22. 学校給食無償化を全中学校も含め恒久的に行い、中身の充実と安心安全な給食にしてください。また、夏休みなど長期の休みに昼食が保障されない子どもたちの栄養状態の悪化や子育て世帯の困窮が社会問題となっています。学校の長期休暇時に昼食を保障出来る制度を早急に検討してください。
23. 少人数学級は進んできましたが、まだまだ不十分です。一人ひとりに行き届いた教育を保障し、教職員の多忙化解消のために30人以下の学級編成を実現してください。子どもたちの未来のために教育予算を増やしてください。
24. 放課後事業については、繰り返される運営事業者の変更、慢性的な指導員不足、大規模ルームの詰め込み保育など、抱える課題は山積みです。事業の民間委託ではなく、堺市が責任をもって指導員の研修を含め、待遇改善に努めてください。令和10年度の制度統一に向けて「子どもたちが自ら通いたくなる」学童保育の制度設計をしてください。
25. 不登校児童生徒が増加する中で、学校での相談体制を拡充するためにスクールカウンセラーなど常時配置出来るよう人を増やして「スペシャルサポートルーム」の全校設置を早急に実現してください。学校外の「教育支援教室」も要望を聞いて場所と人をもっと増やせるよう予算拡充してください。
26. 学校司書を学校図書館に児童・生徒の授業がある時間帯に配置するよう予算を増やしてください。「学校図書館図書整備5か年計画」の司書配置と勤務時間はどのように決めていますか。また司書がいることで児童生徒にどのような影響があるのか教えてください。
27. 学校園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けないでください。
28. 子ども向け「防衛白書」は抑止力として戦争準備を進める内容で、子どもたちの教育にふさわしくありません。今後も堺市では学校や図書館で取り扱わないようあらためて要望します。

受理年月日 令和8年8月3日

## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市中区  
堺市内民商連絡会  
代表 福 山 征四郎  
堺北民主商工会  
堺東民主商工会  
堺南民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手である中小零細業者への支援を求める陳情書

### 陳情の内容

私たち民商は、小規模業者こそが地域に根ざし、雇用・経済・文化・まちづくりに貢献する存在であると考えています。その発展のために、堺市が積極的に育成・支援すべきとの立場から活動する商工団体です。現在、災害や中東危機をはじめとする経済混乱の中で、堺の中小企業・小規模業者は危機に瀕しています。地元の小規模業者への施策は、個々の事業者を支援するだけでなく、「堺市基本計画2030」や「堺市都市計画マスタープラン」に掲げられた産業創造、地域雇用、街づくり、地産地消によるエコロジーの推進といった諸課題の解決に資するものです。

以上を踏まえ、以下の事項について陳情いたします。

### <陳情事項>

#### 総務財政委員会審査分

1. 個人番号制度の運用において強制せず、マイナ保険証の強制に反対してください

個人番号制度に対する反対意見や未作成者が多く存在する中、申請書類での記入強制や未記載書類の不受理などの不当な取り扱いを行わないでください。堺市以外の教育機関や金融機関が記載を求めた場合はすぐに指導をしてください。紙の保険証の廃止やマイナ保険証の強制は医療現場や市民生活に混乱を招いており、資格確認書の有効期限以降も、紙の保険証や資格確認書のみで医療を受けられるようにしてください。

2. 憲法理解の促進と職員教育の実施をしてください

上記の施策を実現するためには、堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理念を深く理解し、市政や業務に活かすことが不可欠です。憲法に基づいた行政運営を推進するため、職員教育を体系的に実施してください。

### 3. インボイス制度の廃止を求めてください

「インボイス制度の実態アンケート第3弾」（6月29日、大阪府下3085人対象）によると、消費税の負担が増えたことへの対応について「値上げや転嫁を求める」が36.8%、「自分の利益や貯金で払う」が46.3%、と負担が増大しており、インボイス登録のない業者は、「取引がなくなった・減らされた」9.8%、「単価を下げられた・消費税分を下げられた」14%など、インボイス登録をしないことへの不利益も高まっています。堺市の業者も同様で、インボイス制度は地域経済を著しく損なっています。全国では制度導入後に67の自治体（4月14日時点）が反対・廃止の意見書を提出しており、国に堺市としても意見書を提出してください。

### 4. 消費税率一律5%減税を求めてください

高市首相は2027年4月からの限定的な消費税減税を指示しました。しかし、飲食料品を対象を絞り2年間のみとする減税案では、効果は限定的で物価高対策としては不十分です。飲食店や畜産業は仕入れにかかる消費税が控除できず、納める消費税額が増え、農業や外食産業にさらに重い消費税負担と複雑な事務負担が課されます。2年後に8%税率に戻されれば、堺を含む日本経済に大きな打撃となります。期限を設けない消費税率一律5%減税の意見要望をしてください。

### 5. 公契約条例の制定と登録制度の整備をしてください

市発注の建設工事や物品調達等において、各種の有資格者名簿は市外の企業も多く登録され、小規模事業者はほとんど登録されていません。また、現在各局が独自で作成している有資格者以外の事業者名簿は公開されず、公平性が認められません。「公契約の適正化」を図るため「公契約条例」を制定してください。当該名簿及び登録基準を公開し、許認可の有無を問わず堺市業者が登録できる「小規模事業希望者登録制度」を設けてください。

### 6. 所得税法第56条の改正を国に求めてください

白色申告者の事業専従者給与が認められない所得税法第56条は経済的自立性を侵害する人権問題として、国連女性差別撤廃委員会も改正を勧告し、全国586自治体が廃止を求める決議を上げています。女性差別助長を止め、「堺市基本計画2030」の「女性活躍・働く意欲がある多様な人材の活躍」の通り、国に廃止の意見要望をしてください。

## 健康福祉委員会審査分

### 7. 国民健康保険料の負担を軽減し、国保料の減免制度を拡充してください



全国で最も負担が重い大阪府統一国民健康保険料について、制度上では実行可能な黒字の財政剰余金や堺市健康保険料収納対策基金からの繰入、法定外繰入を実施、もしくは給付金などで負担軽減をしてください。同様に均等割・平等割分については、せめて児童の分は加西市や津久見市のように免除してください。国保料の引き下げのための堺市独自の取り組みを尊重するように保険者支援制度でのマイナス査定をやめるよう働きかけてください。医療給付とは無関係な「子ども・子育て支援金」を保険料に上乗せして徴収しないように、国保料の国庫負担引上げ同様に国に要望してください。生活保護を基準に減免措置を拡充し、申請時から遡って当年分の国保料減免を行い、口座振替以外でも減免制度を知らずに納付した困窮者には相当分の返金をしてください。申請手続きは簡易化し、不要な書類提出を求めないようにしてください。

#### 8. 傷病手当金・出産手当金を常設してください

社会保険加入者との格差を是正するため、国保加入者にも八幡市のような傷病手当金や、現行の出産前後の保険料軽減だけでなく出産一時金以外の休業日数に即した出産手当金に改善してください。被用者保険と同様に育児介護休業制度を導入してください。

#### 9. 滞納者への適切な対応と差押えの是正を行い、生活支援を実施してください

親身に事情を聞き丁寧に納付相談を行い、差押さえありきの滞納処分は厳に慎み、国税徴収法の規定を逸脱した強権徴収は行わず、生活費相当の財産を差押さえないでください。滞納相談において不適切な対応があった場合は、関係部局への指導を行い、再発防止に努めてください。生活費相当の預金残高の差押えは、前橋市で違法判決とされ、速やかに解除・返金してください。現行の基準ではすでに生活費のための口座残高を差押える実例があり、適切な運用基準を策定してください。延滞金を引き下げ、免除措置を拡充してください。本料を全額納付し、かつ延滞金を納付することが困難な場合は、直ちに滞納処分の執行を停止してください。滞納状態は生活困窮の可能性が高く、「堺市基本計画2030」の「暮らしを支える包括的な支援と地域福祉の充実」に基づき、生活状況を確認し支援してください。「すてっぷ堺」への紹介だけでなく、接触時に生活状況の把握と適切な生活相談ができるように、窓口職員の相談能力を充実させてください。

#### 10. 国保に関する行政を適切に運営してください

国保運営協議会は被保険者の委員を現行より広く公募し、意見陳述する機会を保証してください。国保逃れのための実体のない社会保険への加入は「以前から健康保険法に違反する（衆院厚生労働委員会、令和8年4月11日）」であり、堺市公務関係者の違法行為を日本年金機構等と連携・情報共有し、発覚した場合は当然公務から罷免してください。

## 産業環境委員会審査分

### 11. 断熱工事助成の重点的な実施をしてください

「堺市基本計画2030」および「堺市都市計画マスタープラン」にあるカーボンニュートラルの推進、省エネ空間形成の実現に向けて、検討を至急に進め、現行の制度をさらに拡充し、工場や産業設備の省エネ化や電源・熱源転換への助成制度や、民間・公営住宅への省エネ断熱改修を促進する補助制度を創設拡充してください。

### 12. 小規模事業者の育成援助と条例制定をしてください

家族経営の環境改善と事業承継を促進するため、国の小規模事業者持続化補助金以外にも、国や府と連携し「空き店舗活用事業補助金」のみならず、ものづくり補助金、商店・店舗・工場リニューアル助成制度、利子補給など、特に中東危機や（株）全東信倒産により影響を受けた業者に対しての堺市独自の支援施策を実施してください。現行の「堺市新事業チャレンジ支援補助金」は個人事業者の青色申告を条件としないように改善してください。

「堺市中小企業活力強化資金融資（無担保）」は補助金交付までのつなぎ資金に限定せず、一般的な事業融資として改善してください。町工場の家賃や機械リース代の補填、雇用維持への支援を強め、町工場に蓄積された技術を守り、継承する人材育成を援助してください。これらを運用しやすくするため、中小零細業者の保護・育成を理念とする「地域経済振興条例」を制定してください。

### 13. 大型商業施設への出店規制、安全管理を強化してください

大型店の「地域貢献活動に関する報告」だけでは具体性がなく、「まちづくり」の実効性が認められません。大型店・デベロッパーの身勝手を許さず、地域の商店街・中小商店の経営継続に配慮した住民中心のルールを確立してください。また、熊本震災における防災拠点であった商業施設の爆発について、堺においても同様の防災拠点に指定されている商業施設への安全管理が求められます。これらの施設への臨時検査をしてください。

### 14. 中小零細業者の悉皆調査を実施してください

有効な産業振興政策の策定と事業実態の把握のため、悉皆調査をしてください。現行の堺市産業振興センターや商工会議所の調査、一部企業との情報交換では実態の把握は困難であり、「地域産業経営動向調査」だけでなく、10000社以上の堺市の事業所に対し、最低でも5000社以上の訪問調査と回答の回収に努めてください。その際には商工会議所だけでなく広範な商工団体と連携してください。

## 建設委員会審査分

### 15. 住宅リフォーム助成制度を創設してください

現行の耐震補助、不動産事業者へのサブリース契約による補助、空き家への転入補助では



住環境の整備は限定的であり不十分です。「堺市都市計画マスタープラン」の「市街地・住環境整備の方針」及び「堺市基本計画2030」の「安全な住宅ストック形成」に基づき、住宅全般を対象とした住宅リフォーム助成制度を創設してください。制度は手続きを簡素化し、マイスター制度に限らない地元業者による施工を条件とすることで地域経済活性化につなげてください。

16. 「まちづくり」や公共インフラについて民間企業に丸投げしないでください

「まちづくり会社」など民間コンサルタントに堺の活性化策を丸投げせず、市民と堺市が主体となる「まちづくり」をめざし、コンパクトシティの名による再開発を強行しないでください。PPP/PFI方式は、全国でも経営破綻、責任所在の曖昧化などの問題が発生しており、水道などの公共インフラに活用しないでください。もし、この方式を実行し、経営破綻による買戻しなどの市税投入や公共性低下による料金上昇、情報不透明化、災害時の混乱などの問題が発生した時には、その責任の所在を明らかにし、厳しく追及してください。

文教委員会審査分

17. 就学援助金の認定基準を改善してください

堺市の現行認定基準は近隣都市よりも厳しく、憲法の「義務教育無償」に反しています。国への要望だけでなく、堺市の施策として「堺市基本計画2030」の「厳しい環境にあること」と家庭への支援の充実」に則り、認定基準を東大阪市、大阪狭山市など近隣都市並みに改善してください。

受理年月日 令和8年8月3日



## 障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市堺区

堺市ろうあ者福祉協会

会長 岩 本 治

堺市ろうあ者福祉協会

堺手話サークル連絡会（かたつむり、金岡、かめのこ、北野田、泉北、トゥモロー、  
木馬、もみじ）

大阪手話通訳問題研究会堺ブロック

大阪府立障害児学校教職員組合堺聴覚支援学校分会

重度重複聴覚障害者の働く権利と生活を考える「もずの会」

聴覚障害者・手話関係者の要求を実現するための陳情書

### 陳情の内容

平素より、聴覚障害者の福祉向上に多大なご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、国においては令和7年6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が公布・施行され、改正障害者基本法、改正障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法と相まって、「言語」としての手話の普及に向けて国や自治体に総合的な施策の推進が求められています。

これに伴い、堺市が制定した「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」も施行から9年が経過し、公教育での手話の普及等、さらなる進展が求められています。

昨年は堺区のボランティアまつりと区民まつりが同時開催され、障害がある人もない人も、誰もが自然に交流ができ、学び、支え合える機会になりました。

私たちは、誰もが自然に手話でコミュニケーションできる社会を切望しています。

「手話は言語である」この認識が広く市民に浸透するために、学校、地域、職場、公共施設などさまざまな場面で手話に触れる機会を増やし、手話に関するイベントや講習会の拡充、市民が手話を学び続けられる仕組みを整えていただきたく存じます。

「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けて、当事者の声を反映させた施策の推進を強く願います。

つきましては、早急な対応をお願いいたしたく、陳情書を提出いたします。

#### <陳情事項>

##### 市民人権委員会審査分

1. 区役所の各課にタブレットを設置し遠隔手話通訳ができるようにしてください。

##### 健康福祉委員会審査分

2. 令和7年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され1年が経ちました。この法律は、改正障害者基本法（平成23年）、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年）、改正障害者差別解消法（令和6年）と相まって「言語」としての手話の普及に向けて、国や自治体に手話に関する施策の総合的な策定・実施を責務として求めています。

つきましては、堺市としてこの1年間の成果を整理し、今後の具体的な施策を示してください。

3. 「堺市手話言語の普及、及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（堺市手話言語条例）」が制定され、もうすぐ10年になろうとしています。この10年の成果と課題を整理し、今後の具体的な施策を提示してください。
4. 「堺市手話言語条例」は堺市の責務として「手話の理解の促進、手話の普及」を掲げ、具体的に「障害者が窓口で速やかに情報を取得し、快適なコミュニケーションを図ることができるよう、まずは市職員を対象にした研修を率先して実施していきます」とあります。しかし10年になろうとする今なお各窓口で職員と手話での会話ができません。なぜ堺市職員に手話が普及しないのか、そして堺市職員にどのように手話を普及していくのかを明らかにしてください。
5. 盲ろう者が安心して社会参加ができるよう、大阪府との共同実施の「盲ろう者通訳・介助者派遣事業」の利用制限をなくし、緊急な受診や入院時の対応、入院生活の支援等を堺市が主体になって行ってください。
6. 手話を必要とする、きこえない・きこえにくい人及びその関わる団体が、堺市の「意思疎通支援事業」を自由に無料で利用できるようにしてください。
7. 「手話に関する施策の推進に関する法律」及び「堺市手話言語条例」に則り、堺市立の病院、消防署、学校（小・中学校、高等学校）で手話の普及に努め、実効のある手話学習を行ってください。
8. グループホームの世話人やガイドヘルパー、相談員などの障害福祉及び介護福祉従事者を対象とした、ろう重複のさまざまな障がいの特性を学ぶ「実践的な手話研修」を堺市として積極

的に開催してください。また、市内の各事業所へ広く案内を行うことで、受講を促す体制を構築してください。

9. 手話施策推進法に基づき、医療・介護・福祉従事者向け『デフ・コミュニケーション研修』（きこえない・きこえにくい人への理解と接し方）開催への協力を強く要望します。
10. 市内の各総合病院に、手話通訳者の複数配置と体制整備を市として強力に啓発してください。
11. 登録通訳者の頸肩腕障害特殊検診時の交通費を助成してください。  
現在は自己負担です。視覚・聴覚障害者センターでの指定された検診日に行けない時は、西淀病院（西淀川区）へ行かなければなりません。どちらも自己負担です。堺市意思疎通支援事業の取り組みなので、登録手話通訳者の交通費の助成をお願いします。
12. 通訳依頼が一番多い医療現場で活動する登録通訳者の新型コロナワクチン接種の助成を行ってください。
13. きこえない人・きこえにくい人が誰1人取り残されることがないように『きこえない人・きこえにくい人のための避難所』を作ってください。
14. 他市では相談員とビデオ通話を実施されています。堺市でも自分のスマホを使って聴覚障害者相談員のパソコンとビデオ通話で予約出来るようにしてください。
15. 意思疎通支援事業における派遣謝礼金改定で時給は上がったが、移動時間が1時間以上かかる場合の拘束時間を、派遣謝礼金として謝礼金に組み入れてください。

#### 文教委員会審査分

16. 堺市の小・中学校には多数のきこえない・きこえにくい児童・生徒が学んでいます。それらの児童・生徒の実態を把握し、一人一人のアイデンティティと学習環境を保証するため、「手話に関する施策の推進に関する法律」及び「堺市手話言語条例」に則り、小・中学校及び高等学校において実効のある手話学習を行ってください。

受理年月日 令和8年7月31日



## 加齢性難聴者への支援について

陳 情 者 堺市堺区  
武 田 幸 久

加齢者難聴者への補聴器購入補助制度実施する

### 陳情の内容

高齢者施設等に入所、入居順位がなかなかまわってきませんでした。現在は、施設入所してまが5年目になります。94才です。車いす生活です。

ワンフロア30名の定員ですが、私の母をいれて1名の方認知度すこし手がかからない方がおられますが“耳の聞こえ”に問題あり“難聴”が日に日に進んでいるようです。

母も最近、すこし大きな声で話してくれと言います。以前から、そのような兆候がありましたので、耳鼻科に受診しましたが、5デシベルたらないと医師から言われなにのことかわかりませんでした。後に知る、70デシベル・5デシベルの壁があるとのこと。顔をしかめて聞き返す。テレビやラジオの音量が必要に大きい話し声が大きいなどあります。

よい聞こえで認知症を予防、補聴器への期待が高まっています。

日本耳鼻科咽喉科頭頸部外科学会より

障害者差別解消法、障害のある人から申出があった場合に合理的配りよの提供を求めるとあります。義務化されています。

堺市政令指定都市として平和と人権を推進する。

受理年月日 令和8年7月29日





## HPV ワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

### HPV ワクチンの接種リスクの正確な周知について

#### 陳情の内容

2009年に使用が開始されたHPV（子宮頸がん）ワクチンは、2013年4月に定期接種となりましたが、副反応被害が多数報告され、2ヶ月後に積極的勧奨は中止となりました。

2009年～2013年にHPV（子宮頸がん）ワクチンの副反応被害にあった少女やその家族は、国と製薬企業に対し、救済を求めましたが、全く救済がおこなわれなかったため、2016年に副反応被害者（当時15～22歳の少女）たちが原告となり、国と製薬企業を提訴しました。

全国4ヶ所（東京・名古屋・大阪・福岡）の地方裁判所で、現在も裁判は続いており、来年2027年春判決が出る予定です。

現在、裁判中であるにも関わらず、2022年4月に、積極的接種勧奨が再開され、更に、接種勧奨が中止されていた時期に、接種しそこねた人へ無料でワクチンが打てるというキャッチアップキャンペーンを行いました。

その結果、何が起こったのでしょうか。

#### <陳情事項>

1. リスク情報の周知を求めます。

接種勧奨が中止していた時期には、ほとんど無かった副反応報告が2022年4月接種勧奨が再開されてから急増しています。

ワクチン接種者が増えると、協力医療機関を受診する新規患者が増えるという、この相関関係をどのように考えますか？

これまで定期接種において、協力医療機関を設置しているワクチンは存在したでしょうか？

これは、協力医療機関を設置しなければならないほどHPV（子宮頸がん）ワクチンは、副反応の発生率が多い、リスクを伴うワクチンだということではないでしょうか。

実際に子どもが打つ他の定期接種の13種類のワクチンの平均に比べ、副反応疑い発生頻度は7.3倍、その内、入院治療以上を必要とする重篤な副反応発生頻度は5.7倍という多さです。

（第111回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会資料より）

2022年4月の接種勧奨が再開してから、745人の方が協力医療機関を新規受診したことが厚生労働省の「HPVワクチンの安全性に関するフォローアップ研究」により分かっています。

HPVワクチンが副反応疑い報告の発生頻度が他のワクチンよりも高いといっても分かりづらいので、HPVワクチンと未成年を対象に接種されている主な定期接種ワクチンについて、100万人あたりの重篤副反応疑い報告頻度を比較したグラフを作成して掲載してください。グラフを掲載することで、市民に分かりやすく情報を伝えることができます。協力医療機関に745人の方が勧奨再開後に新規受診してるということもHPに掲載してください。

リスクをしっかりと伝えることで、接種するかどうかを決めることができますので、しっかりとリスク情報の周知をしてください。

## 2. 堺市のHPに掲載されている動画の削除を求めます。

3月議会で、指摘されたグラフが6月にやっと差し替えられました。グラフを差し替えるまで、約3ヶ月間、HP上で、一時動画の配信を止めることもなく放置されてきたことは、とても残念でなりません。

もし、あの詐欺のようなグラフを見て、HPVワクチンを接種し、何か健康被害が発生した時には、市は責任を取れるのでしょうか。

他にも古いデータを使い、恐怖を煽るかのようなグラフが他にもあります。

また、動画の中に中咽頭がんについても、グラフを使って出てきますが、中咽頭がんへの予防効果は推測にすぎず、ワクチンの添付文書の効果効能にも書かれていません。

それなのになぜ、中咽頭がんの罹患率のグラフを載せ、「男性の方が罹患率が高い」「男女ともに近年増加している」といい不安を煽っているのでしょうか。

動画内のスウェーデン、英国、デンマークの観察研究は、不均等比較など、問題があり、有効性を立証するものではありません。

動画内の結論②でも、男性の肛門癌（扁平上皮癌）を防ぐと書いてありますが、そもそも肛門癌は、希少癌であり、罹患の平均年齢60.5才で年間100万人に2人しか発症はしません。

また、「男子がHPVにかからないことで女子を守る」と動画内で言ってますが、証明されていません。

古いデータを使い、効果効能として証明されていないことを、さも効果があるように誤解しかねない不安を煽りワクチン接種へと誘導するような動画は、ただちに削除してください。

い。

3. 副反応疑い報告をしっかりと報告するよう、再度、医療機関へ周知をしてください。

令和8年8月3日



## 歯科健診について

陳 情 者 堺市堺区

大阪府歯科保険医協会堺・高石・和泉地区

地区責任者 平 野 権 栄

歯科健診事業の拡充を求めます

### 陳情の内容

口腔の健康は、健康寿命の延伸や医療ニーズの総量を減らすことにつながる可能性が示唆されています。妊婦・産婦歯科健診に始まり、乳幼児歯科健診、学校歯科健診、成人歯科健診、大阪府後期高齢者医療歯科健診へと、生涯切れ目のない歯科健診の実施が求められます。その中でも、特に、成人歯科健診の対象年齢の拡大は要となります。

また、堺市では、2019年度、2020年度に71～74歳の歯科健診を無料で実施しました。実施初年度受診率は有料健診である70歳が1%にとどまったのに対し、無料の71歳では4.6%が受診しています。ところが、2021年度から有料化されたため、71～74歳の受診者が前年度比べて1000人以上減り、受診率も3.4%から1.2%へと激減しました。住民のニーズが実証された施策は復活させるべきと考えます。

さらに、歯科健診事業に口腔機能の維持・向上は「さかい健康プラン」の課題にも位置付けられて、「骨太の方針2026」でもオーラルフレイル対策を含む口腔健康管理が「攻めの予防医療と疾病対策」に位置付けられました。この要素を積極的に取り入れることが近年求められています。

以上の観点から下記を要望いたします。

### <陳情事項>

#### 1. 成人歯科健診の対象年齢拡充について

- (1) 当面、70歳までの全年齢を5歳刻みに拡充すること
- (2) 71～74歳の成人歯科健診については無料に戻すこと

#### 2. 成人歯科健診事業の拡充について

50歳以上の健診項目に口腔機能に係る項目を追加し、「口腔機能低下症に関する基本的な

考え方」（日本歯科医学会）に照らし、低下を来している受診者に治療を促すこと

3. 妊婦検診を個別健診でも受診できるような制度を創設すること

父母教室の際、希望者にのみ歯科健診を実施している。一定の期間中に希望する日に医療機関で個別健診が受けられるよう制度を拡充すること。

受理年月日 令和8年8月3日

## 新型コロナウイルス等ワクチンについて

陳 情 者 堺市南区

堺市民の健康を考える会

藤 岡 美 樹

コロナワクチン、インフルエンザワクチンについて

### 陳情の内容

日本のテレビや新聞では、一切報道されていないですが、アメリカではホワイトハウスがコロナウィルスは、自然起源ではなく、機能獲得研究を行っていた武漢研究所からの漏洩であると発表しました。アメリカの新しい国立衛生研究所所長が「アメリカは壊滅的な人道被害をもたらす可能性のある研究を二度と支持しない」と明言し、ワクチン傷害研究センターの新設や、ワクチンの利点だけでなく副作用、傷害を正直に科学的に調査する機関の設立など大規模な改革を発表しました。そしてアメリカでは、アリゾナ、ミネソタ、テネシーの3つの州でmRNAワクチンを大量破壊生物兵器として宣言する法案が提出されています。

堺市では、コロナワクチン特例臨時接種において、開示して頂いたデータを集計したところ、接種10日以内に443人、4日以内に96人の方が亡くなっております。厚労省の予防接種審査分科会審議結果においては、コロナワクチン接種後死亡認定は1,078名となっています。

これらを踏まえただけでも、コロナワクチンは中止するべきではないでしょうか。中止できないのであれば、市民への新型コロナワクチン健康被害の周知をして下さい。そして打つ側の医師がすべてのワクチンにおいて情報をアップデートし、被害の状況も把握できるようにして下さい。

インフルエンザワクチンは毎年たくさんの人が接種していますが、mRNA技術に基づく季節性インフルエンザが開発されていて、承認されれば市場投入されるそうです。

もしも市場投入されても堺市では使わないで下さい。

受理年月日 令和8年8月3日





## 障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺障害者児団体連絡協議会

代表幹事：江 副 久美子

吉 井 マ ヤ

金 沢 英 世

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

### 陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。堺障害者児団体連絡協議会（堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々の生活と健康を守る活動をしています。

昨年度の回答において、市は「前向きに取り組む」姿勢を示されましたが、依然として制度の枠組みと現場の実態との乖離は深刻です。介護家族の高齢化は「8050」から「9060」へと進み、さらには「10070」の声も出ています。家での転倒なども増え、家族では身体を起こすことができないケースもあります。

障害当事者の重度化も加速しています。公的な「暮らしの場」や支援が不足しているため、住み慣れた地域を離れざるを得ない実態が続いています。高齢者施設に入居せざるを得ない「望ましくない現状」が続いています。障害をもっているからといって自分で住む場所・タイミングを決められないことが当然のようになっていないか、当事者・主たる支援者はのみ込まれまいと懸命に毎日を送っています。

私たちは、制度を作ることを担う方々に実態をお伝えし、単に支援を求めるだけでなく、市民と行政が真に対等なパートナーとして、共に知恵を絞り、遅れている国のレベルを超える堺市の福祉を築き上げることを強く望みます。

以下、直近で浮き彫りになった課題を含め、住み慣れた街で暮らし続けていくための具体的な解決法を見出したいと思います。そして施策の拡充とご回答を強く要望いたします。

## <陳情事項>

### 健康福祉委員会審査分

1. 児童発達支援センターについて、今後も堺市社会福祉事業団による運営を継続してください。
2. 現在の療育水準を低下させないように、園児対正保育士（児童指導員を含む）の対比が3：1になるような正規職員の増員と適正な職員配置を実現してください。
3. もず園・つばみ園くまクラスの単独通園について、安心・安全な療育が実現できるよう正規職員・看護師・セラピストを増員してください。
4. 在園児のリハビリ回数の増加および卒退園後のリハビリの継続を実現してください。専門性のある質の高いリハビリを継続して受けられるよう、医師とセラピストを増員してください。
5. 通園バスの乗車時間短縮および自宅近くの安全な乗降場所の設定をし、通園の負担を軽減してください。そのためのバス台数の増加と添乗員の確保、福祉車両の導入を希望します。
6. 市と地域の小学校が十分連携をとり、安心して就学相談ができるよう内容を周知し対応を統一してください。
7. 園児が安全に園生活を送れるよう、老朽化に伴うつばみ園の設備改善・改修を実現してください。
8. 療育時間の延長を実現してください。
9. 障害児相談
  - ・相談支援の相談員、事業所職員のどちらも足りていません。
  - ・放課後等デイサービスと学校との連携として、担当者会議があり、連携が難しかったがようやく少しずつ進んできました。一方こども園等は、学校のように放課後の時間がありません。人的にも余裕のない就学前施設で、障害児相談がふえることだけで、保育と療育の連携や保護者への伴走的支援が進むには無理があります。保健師や巡回相談員の役割の協力体制が必要です。
10. 放課後等デイサービスについて
  - ・障害の重い子どもを受け入れてもらえないという現状があります。実際に障害の重い子どもを受けいれようとする、専門性のある職員を複数名雇用する必要があります。職員の処遇改善と研修が必要です。
  - ・障害の重い子どもだけでなく、どの子どもも伸び伸びとかつ安心して過ごせる放課後の居場所として、放課後等デイサービスが障害児の発達保障に果たしている役割は大きいです。そういう放課後等デイサービスが、膨大な書類の業務に追われ、人手不足等で閉鎖している現状を知ってください。

重度の行動障害への加算は3か月で終了となるが3か月で障害が軽くなるものではありません

ん。加算の打ち切りがとたんに体制維持の困難につながっています。

計画更新時に個別サポート加算Ⅰが削られる事例があります。特にセルフプランの家庭で、「支援を受けることで『楽になった』と伝え」と個別サポートの支援が不要と受け取られる実態があります。行動障害の児童への適切で正確な支援が続けられるようセルフプランへの援助をしてください。またセルフプランから本来の計画相談につながるようしてください。

#### 11. 保護者の声から ～進路指導の充実を求めています～

・就学前の保護者は、学校の進路への不安、情報不足の中にいます。放課後等デイサービスや児童発達支援事業所を選択する際に身近で専門的な寄り添った支援がないので親が自らの仕事を考え、「預かってくれる時間」を基準に事業所を選ぶことになります。子どもの発達の視点のアプローチがなく、支援者側もどのような成長となるのか大変不安です。

・学齢期の保護者も同様に、学校卒業後の進路への不安、情報不足の中にいます。子どもが18歳以降、放課後等デイサービスがなくなり、就労継続支援B型や生活介護の事業所からは15:00～16:00に帰宅するため、親は正社員として働くことができず、非正規雇用で減収となる実態や、失業してしまい生活が困窮する実態を改善してください。

#### 12. 18歳以降（成人期）の医ケア児・者受け入れ体制と報酬格差の是正

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正にともない、18歳以降の地域での受け入れが大きなテーマとなっていますが、学校現場ですら看護師配置が不十分です。

「人工呼吸器を扱える看護師は非常に少ない」という実態があります。また、医ケア児と医ケア者の障害福祉サービスの報酬に大きな格差があり、事業所が専門職を雇い続けることが極めて難しい点が、地域での受け入れを拒む壁になっています。報酬格差の是正が必要です。

医療機関に関しては母子センターから成人診療科への移行期において、これまでの貴重な医療情報や成育歴が分断され、成人診療科の医師に一から説明し直さなければならない家族の負担は限界に達しています。また、地域の病院で、障害特性への理解不足から、長時間の待合や事前説明の不足による本人の不安が増幅しています。

また昨年度医療機関に寄せられた苦情に対し、学習会を行っているとお聞きしましたが、いまだ病院スタッフの理解不足から退院せざるを得ない状況がまだあります。また「レントゲン撮影が可能な人だ」と伝えても拒否されるケースもあります。受診を断る場合はせめて他の医療機関を紹介する道筋を作るよう、行政から働きかけをしてください。合わせて受け入れが可能な病院の情報公開をお願いします。

退院後安静が必要な時期にも、入所できる施設がなく、在宅で高齢の家族が支援しており、退院後の翌日から日中事業所へ通所、夜間はショートステイを利用せざるを得ない場合

もあります。ショートステイなどは夜間配置も少なく、急変等の緊急時の対応が困難です。重度の障害者の日常について病院側の理解をお願いしたいと思います。特に堺総合医療センターにおいては制度だけでなく実情を把握していただき、退院後の生活にご理解いただきたい。入院治療後の安静期の支援の在り方や、入院期間の検討等、退院後も安全に安心して福祉サービスが受けられるようにともに考えてください。

13. B1・B2の就労や生活介護の事業所に通う障害者は、たとえ2級年金（月65,000円）をもらっていてもグループホームの費用や生活費で消えてしまいます。工賃は1万円もなく、医療費助成もなく、健常者と同様の3割負担を強いられます。1人で通院したり医師の話を理解したりはできないので必ず誰かに同行してもらわなければなりません。しかし、「ミライロID」（重度障害者割引サービス）も使えないので、ガイドヘルパーと通院すると2倍の交通費が必要です。「スルットKANSAI」などの割引も交通会社の割引で公的な補助ではありません。大阪府の「重度障害者医療費助成制度」を中軽度にも拡大し、病気になっても安心して医療にかかれる体制を堺市としても構築してください。

大阪府の「重度障害者医療費助成制度」を「障害者医療費助成制度」として、中軽度にも広げてください。そうしないと、B1・B2の障害者が病気になっても医療にかかれず命を落とすことになるのです。

大阪府と国に強く要望すると共に、堺市としても助成をお願いします。

14. グループホーム入居者が突発的に医療機関を利用する場合、特に急な発熱や新型コロナやインフルエンザなどの場合、受け入れできないと断られるケースが多くあります。

現在、国の制度として協力医療機関の選定や新興感染症（新型コロナは対象外）に対して都道府県と協定を結んでいる第2種協定締結医療機関と調整し、平時から医療体制の確保や感染症対策が事業所に求められていますが、これらの第2種協定締結医療機関の役割やその現状、そして現実問題として緊急的な発熱時等に受け入れ態勢が医療機関で取れないという実態をどこまで市として把握しているのでしょうか。また実効性のあるような締結内容であるのか、医療と福祉の連携体制について事業所任せではなく市として積極的に関わってください。繰り返しますが、前回の回答以降も、身近なクリニックで断られ、障害者が診てもらえない状況は続いています。市は実態を調査し、情報公開を進め、事業者任せにせず積極的に医療機関との連携体制を構築してください。

15. 介護保険にあるような「看取り支援」「ターミナル支援」がいよいよ現実となっています。グループホームだけでなく日中の事業所も同様です。最期までその人らしい人生を支援できるよう質の高い支援と役割が事業所並びに支援者に求められています。

このような支援について共に考え、相談できる「堺市障害福祉部」であってほしいと願います。グループホームでは「亡くなった時点で支援が終わり」とはなりません。後片付けな

どは無報酬です。家族や親類もいないなかボランティアで職員が行っています。実情を市として把握し、救済策を講じてください。年々増加しています。

16. 現行のセルフプラン（自己作成）を基本とした個別避難計画は「避難所にいくだけの計画」であり、たとえ1時間でも避難所で過ごすことが困難な障害者児とその家族にとっては「避難計画＝机上の空論」となってしまいます。

(1) まずは一次避難所自体を、スフィア基準に基づいたバリアフリー、ユニバーサルデザインの福祉的な合理的配慮がされた避難所として改善をすすめてください。自閉症などで「避難所に行けない子ども」もいるため、学校等の一次避難所自体を「福祉的に配慮がされた」場所にする必要があります。特定の「福祉避難所」という言葉にこだわらず、「誰もが安心して避難できるユニバーサルデザインの避難所」への改善を求めます。地域全体の高齢化が進む中、このような一次避難所の改善は多くの市民にとって望まれるものではないでしょうか。

(2) 個別避難計画を立てる段階で「避難所には行けない」「在宅か、もしくは車中泊で過ごさざるを得ない」という多くの障害者児とその家族のための「ケースマネジメント（在宅避難の場合・車中泊の場合・ホテル泊が必要な場合・広域避難が必要な場合等）」をすすめてください。どうしても孤立してしまう障害者児とその家族にとっては、身を守る実効性のある計画が急務です。

17. 福祉タクシーのチケットの枚数を、年間26枚（往復13回分）を、せめて52枚に増やしてください。また、この26枚の中で複数枚使えるようにしてください。移動の自由が認められず、家族がいる障害者にとっては、この枚数では安全に日常生活を送ることができません。

また、東西の鉄道のアクセスが極めて不便で、とりわけ、美原区においては移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院入院しなければならない時などは大変困ります。そのためにも一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。

18. 障害の重い方・自傷・他害を伴う強度行動障害のある方に対し、通常のグループホームでは人手や専門性の不足から受け入れを拒絶されます。家族が睡眠不足と心身の疲弊に耐えながら自宅で抱え込み続けるという、極限状態の家庭が後を絶ちません。重度の行動障害の方を支えるグループホームや入所施設が必要です。

19. 住み慣れた地域で暮らし、通い慣れた施設に通えなくなる実態はお伝えしている通りです。そのうえ、重度化や高齢化が進み長年住み慣れたグループホームで入居者にとって「階段昇降機」や「浴室リフト」「エレベーター」が必要となっても、そのような環境改善がなされないと退去をせざるを得ない現状があります。「階段昇降機」や「浴室リフト」「エレベーター」の設置の補助は「新規入居者（新設）」のみを対象としているためです。既存ホームへの住宅改修の助成制度の創設が必要です。グループホームの補修・改修の制度を大幅に拡大してくだ



さい。

20. 日中サービス支援型のグループホームを建設してください。

グループホームに入居したものの、高齢化や加齢による疾病、障害の重度化により日中の事業所に毎日通うことが難しい利用者が増えてきました。

このような日中サービス支援型のグループホームは、人材不足は全く改善されず、地価も高騰しており、事業所まかせの単独での設置は困難です。市の協力なしでは建設できません。

21. 住み慣れた地域にグループホームが足りず、通い慣れた日中の事業所まで変更しないで済むようにとの思いから高齢者施設を利用しているケースが増えてきています。高齢者施設である有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅は当然のことながら高齢者の介護を想定しており、社会参加を目的とされず、障害理解が得られにくいことがあります。このことについては堺市としても望ましいことではないと認識されています。

重ねて申し上げますが、人材不足・地価の高騰のなか、支援を多く必要とする障害者のグループホームは事業所まかせの単独での設置は困難です。適切な生活支援が保障された障害者グループホームを待機者数や個別ニーズを把握して建設してください。

22. 医療的ケア対応のケアホームが必要です。医療的ケアは幅広いものです。細やかな食事対応・自己注射が困難な方の支援を行えるグループホームが足りていません。

23. 常時の医療的ケアではないが、突発的な疾病による入院や通院などを親がいなくとも支えられる仕組みに変えてください。現状ではグループホームに入居できても、急に具合が悪くなったときや入院時は家族が支援している現状があります。しかし親も高齢で運転免許を返納していることも増えており、付き添うことが困難なケースが増えていきます。一方、グループホームはキーパー1名体制が大多数で、救急対応はできません。入居者が急に具合が悪くなって、救急車で医療機関に搬送する場合、キーパーがホームを離れられず、親が付き添いを求められるケースが多々あります。

24. 平成30年（2018年）3月に厚労省から出された地域生活支援拠点の好事例集の19番目に堺市の取り組みが掲載されており、「地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針」として、「障害者の重度化や高齢化などを見据え、5つの機能が効果的に連携していけるよう、個別事例を積み重ねていく中で出てきた課題に取り組んでいく必要がある」とされています。

2022年9月の「新ノーマライゼーション」という障害福祉の機関誌に「地域で暮らす・支える～地域生活支援拠点等の整備」のタイトルで堺市の報告が掲載されており、「地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針」の箇所には「障害者の重度化や高齢化などを見据え、5つの機能が効果的に連携していけるよう、個別事例を積み重ねていく中で出て

きた課題に取り組んでいく必要があると考えています。」と5年近く経過しても全く同じ文言で今後の課題・方針が語られていました。

2026年の今も同じ文言でこの「今後の課題」は語られるのでしょうか？

「老障介護」は待ったなしの危機的状态と訴え続けている中、高齢の親は次々と倒れ、また本人の状態の悪化によって家庭での支援が限界を迎え、遠くの施設入所となったり、他市のグループホームへと転出したり…と、多くのなかまが暮らしの場を求めて、止む無く住み慣れた堺から離れることになっています。また、日中活動の場だけでも変わりなく通い続けるためにと、近くの住宅型有料老人ホーム等に入居した障害者も多く、老障介護は限界を迎えています。

堺市は、地域生活支援拠点等については地域の複数の事業所が連携する面的整備で、すでに整備済みとしています。実際には緊急時かけつけ事業などはあるものの、いまだショートステイの予約は取りにくく、拠点の中心となるコーディネート機能や夜間・休日の相談体制も十分ではありません。「地域移行がベース」ということですが、地域には重度障害者の受け皿となるグループホーム等の生活の場は全く不足しています。

障害者の地域での生活を支えるには、しっかりと5つの機能が発揮できる「地域生活支援拠点」は不可欠です。既存の施設・事業所頼みの面的整備では、事業所の負担が増大する一方です。緊急時の対応等は、所属する事業所の職員による制度にない献身的な支援なしには成り立たない現状があります。

国によって整備が義務付けられている地域生活支援拠点ですから、つぎはぎだらけで「整備済み」とするのではなく、また「今後の課題」として10年近く同じ文言を並べるだけでは、現状の「障害者の重度化、高齢化・老障介護」「暮らしの場へのニーズ」など目の前の課題への解決にとりくまなければ、無責任な姿勢と思わざるをえません。

- (1) 緊急時駆けつけ事業について、以前の緊急時一事業のような登録制ではなくなったため、緊急時の実態把握が極めて困難になっています。「親が倒れた時、我が子の特性を全く知らないショートステイに丸投げされるのは怖い」という親の不安は切実です。日常からのショートステイ利用が大切と考えますが、ショートステイの利用状況は広がっていますでしょうか。
- (2) 「夜間の急な発病」など入院に至らない“ちょっとした緊急”の際、現状は作業所職員や関係者の無報酬の「シャドーワーク（影の働き）」で支えられており、対応する現場が疲弊しています。9時～5時以外の時間を丸ごと支える場所として通所の事業所が支援を担う実態があります。それらの活動が正当に評価（報酬化）される仕組みが必要です。
- (3) 実際に、休日てんかん発作で怪我をして救急外来に連れて行かなければならず、たまたま父親が在宅していたので受診できたが、母親一人ではどうにもできなかったということがあ

りました。これからもいつ起こるかも知れなく不安です。

救急外来受診時、介護者である親の高齢化が進み、主たる介護者が付き添えない場合あるいは介護者一人で受診対応ができない場合、緊急駆けつけ支援を利用できる様にしてください。本来ならヘルパーさんをお願いするところですが、突発時のヘルパー利用はとても困難です。

(4) グループホームだけでなく在宅生活（あるいは一人暮らし）の場合でも夜間や休日など緊急に通院しなくてはならない場合、ガイドヘルパー利用は困難です。「緊急時かけつけ事業」のように、作業所職員や計画相談員・グループホームの世話人などが行動（駆けつけて通院に同行）できて、その支援について報酬が発生するようにしてください。

25. ガイドヘルパーが不足しています。同性介助が必要なケースも多いなか、特に男性のガイドヘルパーが見つからず通院や外出を断念せざるを得ない状況です。障害者の社会参加や自立、生きがいある生活にとって余暇支援は大変重要です。またガイドヘルパーは、障害者の余暇支援と同時に、もう一方で現状では在宅生活を支えるうえでも重要な役割を果たしています。ガイドヘルパーが増えるようにしてください。

26. ガイドヘルパーの利用時間を1ヶ月50時間（視覚障害の場合の時間数）に限定せず、複数月まとめて利用できるようにしてください。特に行楽シーズンでは利用が多く、足りなくなり、逆にそれ以外と時には利用が少なくなることを考慮していただくよう、よろしくお願いします。

27. 知的障害者への紙おむつ助成の対象拡大をありがとうございます。早速、紙おむつが必要な知的障害者が助成を受けはじめています。

ただ一部の区役所窓口では窓口の方の独断で、申請書をもらえなかった事例がありました。「申請の入り口」である窓口の人たちが全て、新しい制度を理解するよう周知徹底をお願いします。

28. 音声血圧計を日常生活用具に加えてください。視覚障害者にも高齢者が増えてきています。病気のためにも自分で測れる音声血圧計が必要です。よろしくお願いします。

29. 加齢に伴う難聴が増えていきます。コミュニケーションが欠かせない視覚障害者にとっては重要な課題です。是非補聴器補助金制度を設けてください。

30. 高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな障害福祉サービスの利用料の発生と利用料負担について、国（厚生労働省）との基本合意文書（2010年1月7日障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国（厚生労働省）との基本合意）の中に「収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し障害者本人だけで認定すること等に対して障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上でしっかり検討を行い対応していく」としているにも関わらず、いまだ対応していない状態が続いています。他府県では独自の施策で利用料を軽減している自治体もありま



す。和歌山市では障害者就労施設利用者負担助成制度があり工賃の月額5000円を基準に助成金が考えられています。算定例を出すと9300円利用者負担金で工賃5000円の場合、助成金は9300円になります。工賃が5000円を超える場合は5000円と工賃の5000円を超える部分の2分の1に相当する額を工賃から控除した額を基準額（利用者が実際に支払う額）とし、利用者負担金から基準額を差し引いた額とされています。

利用料は配偶者の収入が課税されたとたんに負担が生じます。課税されるようになったからといって経済状況が豊かになるわけではありません。日中活動の事業所は当事者にとって「社会参加の場」「働く場」「交流の場」としてとても重要な場所です。にもかかわらず家族に遠慮しながら障害福祉サービスを利用しなければならず利用料がかかることで利用制限や利用できない状況の人も少なくありません。中途障害者の利用が多い「麦の会作業所」では約1割の方が利用料を払っています。利用料問題の解決を図ってください。誰もが福祉サービスの利用を制限することのないよう、「骨格提言」と「基本合意」をふまえて国へ要望してください。また国が見直すまで堺市独自の制度を作ってください。

31. ガイドヘルパーだけでなく、グループホームの世話人も事業所も福祉サービスの担い手が足りていません。仕事の内容と賃金が見合っていないからです。このまま生活に必要なサービスが打ち切られていくのでしょうか。堺市としての考えを聞かせてください。

「処遇改善は国へ要望している」との回答に留まる市の姿勢は、近隣他市が独自の処遇改善（5年間勤続）や奨学金返済支援（府）などを打ち出す中で、現場の深刻な人手不足は、解消されていません。堺市独自の住宅手当・家賃補助・市営住宅への優先入居・給与の上乗せなどが必要ではないでしょうか。

堺市が今考えておられる独自の効果的な対策についてお示してください。

32. 成年後見制度利用支援事業について

表記の事業については、生活保護受給世帯及びそれに準じた世帯に限定しないことを望みます。幅広く障害者・高齢者を支援していくためには、年金生活者や低所得者をも対象にできるように、全国各地で独自の支援を行っています。

愛知県豊田市では、年金生活者や低所得者を対象に年間収入が150万以下で預貯金残高も350万以下であるならば申請できることになっています。このことによって制度利用を大きく促進することにも繋がっています。

ぜひとも、堺市でも成年後見制度の利用促進に繋げ、高齢者や障害者が安心して暮らし続けることができるように制度の見直しをお願いします。

また成年後見制度利用支援事業の申請、周知方法についても利用者にとってわかりやすく、見やすいものとして、ホームページ等の掲載工夫を望むとともに、申請に関しての相談窓口に対しての周知徹底を図り、申請・決定までの道筋をわかりやすく説明できるように努

めてください。

33. 実際の作業所で障害ある当事者たちが必死に働く姿や、職員が限られた資源の中で奮闘している熱気は報告書では伝わりません。市長はぜひ作業所で働く姿とその生活の背景を知ってください。当事者の声を聞いてください。また、利用者を支える現場の実態を知ってください。そのためにも定期的に現場を視察してください。

34. 障害を持つ人やその家族が役所に相談に行こうとしたとき、その相談先がわかりません。ワンストップで対応してください。いったん基幹相談で受け止めるなどの対応をお願いします。

35. グループホーム入居後も「音」の問題など近隣に気を遣う毎日です。各ケアホームは近隣と良好な関係を築こうと地域の行事に積極的に参加するなど努力していますが、厳しい目を向けられることもしばしばあります。市としても積極的に地域と対話を持つなど障害理解を広げるようにしていただきたいと思います。

36. 行政による適切な運営指導について

「不祥事案をニュースで見る限り不安。堺市内の事業所の実態や指導援助をしっかりとしてほしい」、「株式会社などの参入に対し、適切な監査が行われているか」と、行政によるチェック体制の強化を求める声が上がっています。書面だけではなく支援の質をどのように指導されるのか、チェック体制の在り方が求められます。同時に介護保険施設のように、監査を株式会社に委託され、機械的な対応をされるのではなく、障害者の人権を守り、支援の質や生活の質の向上を行政とともに考え合えるような実地指導の在り方を検討する必要があります。

37. 社会に託す術もなく、長年介護を担い続け、自分のことは二の次にしてきた家族にとっては「家族も一緒に入居できる障害者専用の老人ホーム」を望む声もあります。

38. こども園等における特別支援保育の充実にむけて、根本的には保育士不足への対応と加配保育士の配置の柔軟な運用と充実を求めます。

・障害児加配制度の充実について

国の基準に準じて障害児2人に1人の加配保育士がつくが、クラスがまたがっている場合、運用が難しいことが実態です。子どもの状態に応じた必要な加配、現実的に手厚い加配がつけられるように運用の見直しを行ってください。

・要配慮児について

特別支援の対象とまではいわないが要配慮児がクラスに複数いる場合、複数担任ではないとクラス運営できない状況もあります。子どもたちの状況に合わせて柔軟に加配保育士が設置できるよう運用を見直してください。

・保育士不足への継続的な対応について

保育士不足により欠員状態にあるクラスがあります。今以上に、加配の必要な子どもの入

所希望があっても保育士不足で受け入れられない現状があります。保育士の確保・育成に引き続きの有効な施策を継続して行ってください。

39. 支援の必要な子ども、障害を持つ子どもの療育的な観点も、本来は、こども園等の中で、活かされていくのが、インクルーシブな保育なのではないでしょうか。堺市内では「療育の必要な子どもは、こども園等の保育を抜けて、児童発達支援事業所を利用すればよい」という、インクルーシブに反するような流れができています。

保育と療育の連携の在り方、インクルーシブな保育とはどういう保育か、研究し、よい実践事例を示してください。行政による専門的、かつ、継続的な相談体制をつくってください。

・こども園等などに通う子どもの中に、保育時間を抜けて、児童発達支援事業所に通う子どもが多数います。午睡時間に療育に通うため、体力的に子どもの負担になっているケースや、子どもの療育への行き渋りにこども園等が対応しているケースもあります。

子どもにとってのよりよい保育と療育の連携の在り方について検討・研究できる場を持ってください。

・こども家庭庁の「児童発達支援ガイドライン」の中でも、「子ども」が、意見を表明する「権利の主体」であることが明記されています。例えば、堺市に近隣の高石市、泉大津市、和泉市では、市の発達相談員が、乳幼児健診から、保育所の巡回相談まで、継続的に半年に1回から1年に一回の発達検査に基づいた発達相談を実施し、子どもの発達状況と必要な支援の確認を、保護者とこども園等の職員と共有しています。自分で直接意見を言えない子どもの権利を保障するためには、このような行政（保健師・発達相談員）による専門的且つ継続的な相談体制が必要です。

## 建設委員会審査分

40. 私たちの切実な願いである駅ホームへの可動柵設置について

鉄道事業者での可動柵設置の計画がスムーズに行くように、市としての働きかけを強めてください。

特に、世界文化遺産に登録された「百舌鳥古市古墳群」。中でも仁徳天皇陵古墳の最寄り駅であるJR百舌鳥駅について、可動式ホーム柵の設置と駅員配置を市の責任でJR西日本に働きかけてください。（常に百舌鳥駅を利用している視覚障害の方たちはホームからの転落など、とても不安に思っています。）

41. 利用者から第2ほくぶ障害者作業所の前の公園側の側溝にふたをしていただきたいとお願いしていますが、その後の進捗をお聞かせください。

## 文教委員会審査分

42. 支援学校の今後について、堺市教育委員会は令和8年第3回市議会への陳情回答では「直近では増加率は鈍化している状況にあります。…支援学校への就学動向は…将来の見通しを的確に捉えることや高い精度での推計を行うことは難しい側面があると認識しています」という回答でした。

今後の推計を「6月にも明らかにする」との令和8年第2回市議会での答弁が、令和8年第3回市議会では「秋になる」との回答で先送りをされています。また今秋に出される予定の推計をもとにした過密の状況・教育環境の改善に期待できるのかという不安を払拭（ふっしょく）できません。どのようにご対応頂けるのでしょうか。何年か先に児童生徒が減少する可能性があったとしても、現在の支援学校の状態に対する改善が必要です。将来の児童数の減少まで現状維持との方向性なのでしょうか。将来ビジョンと合わせて現在の改善の具体策を示してください。

受理年月日 令和8年8月3日

## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区  
いづみ保育園保護者会  
会 長 荒 木 妃菜子  
全国福祉保育労働組合大阪地方本部  
コスモス分会いづみ保育園班  
班 長 吉 積 妙

### 陳情の内容

はじめに

日頃より、堺市民が暮らす地域社会の発展にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

日本全体が直面している少子高齢化と、人口減少の問題は、地域社会の活力を低下させ、将来にわたる生産人口数や、年金問題など、様々な課題を突き付けています。

堺市全体でも若年層の流出が続いています。

また、物価高騰が進み、子育て世帯のみならず、全ての市民生活が極めて厳しい局面に直面しています。食料品、エネルギー、日用品など、あらゆるものの価格が上昇の一途を辿り、家計への負担は限界に達しつつあります。特に賃金の上昇が物価上昇に追い付かず、日々の生活を維持すること自体が困難な状況に陥っている世帯も少なくありません。

就学前教育施設に集うこども達の健やかな育ちは勿論のこと、誰もが住みよい街づくりと、地域社会の持続可能な発展と、市民の福祉向上を願い、以下の点について貴殿のご高配を賜りたく陳情いたします。

大変お忙しい中恐縮ではありますが、ご審議いただきますよう宜しくお願いいたします。

### <陳情事項>

#### 健康福祉委員会審査分

1. 任意で行っている予防接種の公費助成制度を創設してください。

保育園では0歳児から集団生活が始まり、乳幼児は免疫が十分に発達していないため感染症にかかりやすく、また集団生活の中では感染が広がるリスクがあります。

任意接種ワクチンについては、医学的・科学的な検証を踏まえた定期接種化の判断が必要であることは理解しております。一方で、大阪府内でもインフルエンザワクチンやおたふくかぜ（ムンプス）ワクチンなど、任意接種への助成を実施している自治体があります。

堺市においても高齢者へのインフルエンザワクチン接種助成を実施していただいておりますが、感染症への抵抗力が十分でない未就学児や小学生も、重症化リスクの高い世代として支援の対象に加える必要があると考えます。

まずは現在実施されているインフルエンザワクチン助成の対象を未就学児や小学生へ拡大し、将来的には対象年齢や対象ワクチンを段階的に広げるなど、子どもたちが安心して生活できる公費助成制度の創設をご検討いただきますよう要望いたします。

## 2. 堺市の事業として副食費の完全無償化を求めます。

近年、全国の自治体では、子育て世帯の経済的負担軽減や少子化対策の一環として、副食費の無償化を実施する自治体が増えています。堺市においても、所得制限のない第2子以降の保育料無償化を市独自の施策として実施していただいております、多くの子育て世帯の支えとなっております。

しかしながら、食料品をはじめとした物価高騰の影響は依然として大きく、子育て世帯の家計負担は増し続けています。安心して子どもを産み育てられる環境づくりをさらに推進するため、現在の実質負担軽減にとどまらず、所得制限を設けない全世帯を対象とした副食費の完全無償化について、堺市独自の施策として早期に実現していただくよう要望いたします。

## 3. 0歳児の急激な定員割れ解消のため補助金を創設してください。

0歳児の急激な定員割れに伴い、途中入園を受け入れるための手立てをして途中入所（園）対策事業を検討してください。全国的にも少子化で堺市においても子どもの数は減少しています。社会的には育児休業制度の運用が広がり、保育施設では0歳児の定員割れが問題となっています。

4月の入園希望の0歳児が定員割れであっても、子どもの年齢が1歳を目途に職場復帰し、保育園に預けたい家庭もあるので、年度途中の入園を見越しての保育士の確保が必要です。受け入れたくても保育士不足も解消されないまま入園を断るケースもあり、0歳児での入園が出来ない事から1歳児で多くの新入園児が入る事が数年続いています。

大阪市でも行われている、途中入所対策事業を堺市でも検討してください。また、子どもの減少に伴い補助金のあり方についても運営事業者が財源確保できるように国へ働きかけて頂きたいと思います。

## 4. 補助金を削減するのではなく、見直しや拡充をお願いします。

保育士不足の解消は長年の課題であり、急務です。令和3年度の財政危機宣言を受け、令和



4年に削減された補助金を見直し、復活してください。補助金として計上されていた保育教諭充実補助費の加配の上限人数が削除され、子育て支援事業の削減や地域活動、休暇取得促進支援事業の廃止など補助金額が減額されて、大変厳しくなっています。また、資格職であるにも関わらず他職平均給与に対して大きな開きがあります。いくらやりがいのある仕事でも、給与の水準が上がらないと若い保育士も長く続かないし、保育士になって働きたいという学生も減少していくと思います。未来を担う子どもたちが安心して育っていくためにも堺市も独自予算をつけて補助金の増額をしてください。

堺市で保育士になりたいと思っている学生や長く働きたい人たちが大阪府のホームページで支援情報を見たときに、同じ大阪府下で他市が魅力のある保育士への支援が拡充されています。堺市は逆に財政危機宣言を理由に保育士に対しての支援を削ってばかりで他市に保育士が働きに行く状況が多くあります。本当にこのままでいいのでしょうか。他市は保育士の年数によって支援金を出したり、宿舍借り上げ制度、給与の引き上げをしています。子育て施策でも第1子までの無償化や給食費の補助などを行っています。他の政令市と規模も違って出来ることは限られていると言っていますが、大阪府では2番目に大きい市で政令市でもあります。その堺市で子育てをしたいと思ってもらえるように保育施策について見直し拡充すべき時ではないかと思います。

5. 堺市独自の運営補助による配置基準の継続とさらなる拡充を行ってください。

朝夕子どもの人数に変動はありますが、朝は子どもの健康状態や様子を視診したり、保護者からの子どもの聞き取り、保育の準備、夕方には子どもの様子を伝えたり、保護者と話す大切な時間です。現在、9時から17時の8時間の配置基準になっていますが、昔に比べ保護者の働き方も多様になってきています。お迎えが17時以降を過ぎる家庭も多いことや保護者支援で求められることも益々増えていく中で朝夕の時間でも保護者の対応や関わりがきちんとできるような配置基準が満たされるよう堺市独自で保証をしてください。

1歳児クラスは堺市独自に5：1を基準として配置して頂いているところですが年々配慮を要する子どもが増える中で5：1でも厳しいのが現実です。3歳児も15：1ですが、同様に堺市独自に10：1の基準を設け、配慮を要する親子に十分な支援ができるような配置基準を望みます。4・5歳児クラスは30：1から25：1に改善されましたが、25人に満たない場合でも保育士一人だけで見るのは難しい現状のため、多くの保育現場では園の努力でもう一人配置しているのが現実です。実態を踏まえたくえて、保育指針に書いてあることができる保育士配置の実現に向けて、国にはしっかりと方向性を示して配置基準を実態に即したものに改善してください。未来を担う子どもたちです。保育の充実を図り子育てしやすい街づくりをお願いします。

6. 現行のままで、子ども誰でも通園制度を実施しないでください。

子ども誰でも通園制度の中の「0～3歳の孤立した育児を解消する」という趣旨がとても大切な事は理解出来ます。ただ、安全な保育を確保し、「保護者とともに子どもの育ちを支えていくための制度」として、0～3歳未満の乳児を含む子どもを短時間で預かることは、経験のある保育士が担当する必要もあります。現在、保育現場では保育士が足りておらず募集をかけても人が集まりません。その中で、子ども達、保護者の方の生活を守ろうと欠員での保育をしている中で、この子ども誰でも通園制度が実施されると、より一層保育士への負担が大きくなります。食事においても、一人ひとりの姿に合わせた食事形態の提供や、利用者がアレルギー児の場合、安全面においてもより丁寧な配慮をしなければなりません。現行の一時預かり事業の補助金では十分な人員が配置できず、専用室を持っていない園もたくさんあり、従来の保育体制のもとで定員の空きを活用する場合、保育者や在園児、利用児童にとっても負担が大きくなります。子ども誰でも通園制度を実施するには、それに見合った実施体制を整えなくてはなりません。専任の保育者を配置することや、十分に人員を配置できる補助金を創設してください。現行のままではなく安心して保護者も預けられる、また園側も預かることができる状況が整うよう検討をお願い致します。

7. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算を計上してください。

保育園設置基準において、現行、看護師、保健師の配置は義務ではありません。努力目標として「看護師を置くことが望ましい」とされています。

堺市では看護師配置に際して、月額5万円。年間60万円の補助金となっています。

別途、乳児クラスにおいて、看護師を保育士として換算することができる代替の補助金制度がありますが、看護師と、保育士には、それぞれの専門性があります。

堺市に隣接し、同じく政令指定都市の大阪市では、事故防止の取り組み強化事業（看護師専任配置）補助金として年額449万円の補助金が予算化されています。堺市との年間補助金格差は約390万円になります。

保育士、看護師のそれぞれの専門性をいかした業務を行うためには、代替え補助金ではなく、保育士は保育士配置基準としての配置。看護師は保健業務の専門性をいかした専任業務ができるように、保健業務専任配置ができる補助金にしてください。

8. おむつ処理費無償実施について民間園でも実施してください。

保護者の負担軽減を行うことで、こども達と関わる時間が豊かになるように、それぞれの就学前施設で保護者負担軽減策を検討しています。おむつの持ち帰りについても、衛生面の観点などから、各園持ち出しで、おむつの処理費を工面するなどしています。

公立・民間ではなく、堺市に暮らす同じ子ども達に対する手立てとして、おむつ処理無償化を民間園でも実施してください。



## 文教委員会審査分

9. 大学までの教育費の無償化および支援制度のさらなる拡充を求めます。

物価高騰の長期化により、子育て世帯の家計負担は年々増加しており、教育費に対する不安を抱える家庭も少なくありません。また、少子化対策が社会全体の重要課題となる中、子どもたちが経済的な事情によって進学や学びの機会を制限されることのない社会の実現が求められています。

国において高等教育費の負担軽減に向けた取り組みが進められておりますが、対象となる世帯や支援内容には一定の制限があり、十分な支援が行き届いていない状況も見受けられます。

未来を担う子どもたちが、それぞれの希望や能力に応じて自由に進路を選択できるよう、大学に至るまでの教育費の無償化、または教育費負担軽減に向けたさらなる支援制度の拡充について、国へ働きかけていただくよう要望いたします。

受理年月日 令和8年8月3日



## 不登校支援について

陳 情 者 大阪府堺市堺区

不登校支援 有志 親の会「みくにで話そ」

小 林 春 奈

堺市における不登校支援の充実に関する陳情

### 陳情の内容

- ・不登校支援 有志 親の会「みくにで話そ」は、令和8年6月24日から7月7日までの14日間、Google フォームによる無記名アンケートを実施し、453人（当初目標100人の4.5倍）から回答を得た。
- ・回答者の内訳は、行き渋り・不登校経験児の保護者35.1%、教育に関心のある方33.3%、支援者（スクールサポーター・親の会等）11.9%、教員（元教員含む）9.5%、その他5.8%、当事者本人4.4%。（n=453）
- ・453人のうち、行き渋り・不登校経験児と保護者は合計237人（52.3%）。
- ・本調査は親の会のネットワークやSNSを通じて配布したため市民全体の縮図ではないが、行政統計では把握しづらい当事者本人・保護者の具体的なニーズを捉えることを目的としており、その点で十分な情報が得られている。

### 数値の読み方

- ・割合（%）は各設問の回答者数（n）を分母に算出し、小数第1位まで表示。図表ごとにnを明記。
- ・「3つまで選択」等の複数選択の設問は、割合の合計が100%を超える。
- ・堺市外在住（22.6%）を含む全回答（n=453）を集計対象としている。「お住まいの地域」は調査途中から追加した設問のため、n=371。（堺市内76.5%・堺市外22.6%・無回答0.9%）
- ・行き渋り・不登校経験者と保護者向け設問はn=237（現在経験84人・過去に経験153人）、SSR設置校の利用経験に関する設問はn=52（SSR設置あり）、n=185（SSR設置なし124人・設置不明61人）等、分母が異なる。
- ・自由記述は原文の趣旨を損なわない範囲で抜粋し、個人・学校が特定されうる箇所は編集した

## 1. 陳情の理由

### (1) 堺市に優先して取り組んでほしい支援 全11項目

Q.堺市に優先して取り組んでほしい不登校支援を3つまで選んでください（n=453、3つまでの複数選択のため合計は100%を超える）

順位 支援内容 回答数 割合

- |     |                                     |      |       |
|-----|-------------------------------------|------|-------|
| 1位  | SSR支援員の全校配置（すべての小学校・中学校）            | 161人 | 35.5% |
| 2位  | オンライン学習支援の充実（録画視聴・別室参加・自宅参加など）      | 154人 | 34.0% |
| 3位  | 校内支援教室（SSR）の全校設置（すべての小学校・中学校）       | 147人 | 32.5% |
| 4位  | 不登校・発達支援に専門性をもつ人材を各校に1人配置           | 123人 | 27.2% |
| 5位  | フリースクール等利用者への経済的支援（補助金等）            | 122人 | 26.9% |
| 5位  | 子ども一人ひとりに合った授業改善（自由進度学習など）          | 122人 | 26.9% |
| 7位  | スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの増員         | 88人  | 19.4% |
| 8位  | 堺市や学校からの積極的な情報提供（相談窓口・学校の支援体制・親の会等） | 80人  | 17.7% |
| 9位  | 発達特性・認知特性を早期に把握する検査・相談体制の充実         | 76人  | 16.8% |
| 10位 | 教員への不登校支援研修の充実                      | 75人  | 16.6% |
| 11位 | 不登校児童生徒の健康診断の受診機会の確保                | 25人  | 5.5%  |
| —   | その他                                 | 21人  | 4.6%  |

上位11項目を内容の近さから次の4つの重点課題に整理する。

- ① 居場所づくり（SSR支援員の全校配置=1位、SSRの全校設置=3位）
- ② 学びを止めない支援（オンライン学習支援の充実=2位、授業改善=5位）
- ③ 専門支援体制の充実（専門人材の配置=4位、SC・SSW増員=7位ほか）
- ④ 経済的支援（フリースクール等への経済的支援=5位、健康診断受診機会の確保=11位）。

本陳情では特に支持の大きい①②を中心に詳述する。

### (2) 重点課題① SSR支援員の全校配置（1位・161人／35.5%）

教室という「場」があっても、寄り添い継続的に支援できる「人」がいなければ機能しないとの指摘が自由記述に多数寄せられた。

「別室を用意してもらえたが、先生を配置する余裕は学校にないようだった。そのため親が付きっきりで過ごした。忘れ去られた存在のようにも感じた。」

「子どもたちの6年・3年は待ったなし。できるだけ早くスタッフ配置を行ってほしい。」

### (3) 重点課題② 校内支援教室（SSR）の全校設置（3位・147人／32.5%）

全回答者（n=453）に有効性と今後の設置方針を尋ねたところ、72.4%が初期支援として

有効と評価し、82.2%が全校への設置拡大（うち49.7%は「できるだけ早く全校設置」）を希望した。

一方、行き渋り・不登校経験者と保護者（n=237）に当時の在籍校の設置状況を尋ねると、「ある」21.9%（52人）、「ない」52.3%（124人）、「わからない」25.7%（61人）にとどまる。

「わからない」が4分の1を占めること自体、設置されていても利用対象者に周知・活用が届いていない可能性を示す。経験時期は「6年以上前」までを含むため、設置が進む前の経験も反映されている。

市の公表する現在の設置率とは前提が異なる点に留意。

（参考）堺市の現況・小学校92校中46校、中学校43校中35校に校内支援教室を設置（令和8年度）。

教育委員会は今後3年以内に全43中学校区へのSSR支援員配置、将来的に全小中学校への設置・配置を目標としている。令和8年6月現在、SSR支援員は試験的に6名配置。

SSRが「あって良かったこと」

（設置校経験者 n=52・上位5項目）

- ・教室に入れない日も登校できた 38.5%
- ・学校とのつながりを維持できた 36.5%
- ・教室がしんどい時の第二の居場所になった 34.6%
- ・安心して過ごせる居場所になった 30.8%
- ・登校できる日が増えた 26.9%

SSRが「なくて困ったこと」

（回答者n=185・上位5項目）

- ・家庭だけで対応する負担が大きい 44.3%
- ・子どもの自己肯定感・自信が低下した 33.5%
- ・教室に入れないと居場所がなく欠席が続いた 30.3%
- ・学習の遅れが大きくなった 29.7%
- ・学校とのつながりが薄れた・途切れた 22.7%

SSRが「あって良かったこと」では「登校の継続」や「学校とのつながりの維持」が上位を占めた一方、SSRが「なくて困ったこと」では子ども本人の不利益（欠席の長期化・自己肯定感の低下）にとどまらず、家庭の負担（44.3%）までに影響が及んでいた。

#### (4) 重点課題③ オンライン学習支援・経済的支援に関する声（2位・5位）

「家から出にくい子どもにはオンラインの学習支援が必須だが、全市的な仕組みがなく、学校単位・担任単位で部分的にしか実現できていない。」

「フリースクールの補助金がなく、自費での利用継続が経済的に厳しい。学校に通えなくても学校への諸経費はかかり、負担が大きい。」

(5) 他自治体の取組（参考）

近隣の政令指定都市でも「校内の居場所」と「専任の人」をセットで全校に整備する動きが進んでいる。また、保護者への経済的支援も進められている。

- ・神戸市：2024年度、全ての市立小中学校に「不登校児童生徒支援員」を配置。

校内サポートルームと専任支援員をセットで整備（事業費約4億6千万円）。

2026年4月よりフリースクール等利用料助成（上限2万円/月）。

- ・大阪市：区単位でスクールサポートルームの整備が進行（城東区は市立中学校3校→全中学校へ拡大予定）。

2024年4月、学びの多様化学校（心和中学校）開校。

大阪市習い事・塾代助成事業（上限1万円/月、不登校の有無を問わず対象）。

2. 結論

- ・優先支援の1位はSSR支援員の全校配置（35.5%）、3位はSSRの全校設置（32.5%）で、「場」と「人」への需要が最上位を占めた。（n=453）
- ・回答者全体の72.4%がSSRを初期支援として有効と評価し、82.2%が全校への設置拡大を希望するなど、支持は当事者に限らず幅広い。（n=453）
- ・行き渋り・不登校経験者と保護者（n=237）のうちSSRが「ある」は2割強にとどまり、半数超（185人）はSSRが「ない」環境で行き渋り・不登校を経験していた
- ・SSR設置の有無が子どもと家庭の明暗を分けており、SSRが「ない」環境では家庭の負担（44.3%）や子どもの自己肯定感・自信の低下（33.5%）が生じていた。
- ・SSR設置状況を「わからない」との回答が25.7%あり、「設置」だけでは足りず、SSR設置・SSR支援員配置・運用体制（目標設定・周知・利用しやすい体制）を一体で進める必要がある。

以上より

- ・「箱（教室）」と「人（支援員）」を一体で早急に全ての小中学校へ整備すること
  - ・学びの選択肢の拡充「オンライン学習支援」「経済的支援」
  - ・当事者の声を継続的に聴く仕組みづくり
- を、堺市に強く要望する。

3. アンケート調査の監修・評価

岡山大学学術研究院医歯薬学域 医療情報化診療支援技術開発講座 教授 長谷井 嬢先生

本調査は、親の会が主体となりわずか14日間で453件の回答を得たもので、目標の4.5倍というこの数字自体が、課題への関心と支援ニーズの切実さを物語っています。配布経路の性

質上、市民全体の縮図ではありませんが、本調査の目的は市全体の代表値の推定ではなく、行政統計では捉えにくい当事者・家族の具体的な経験とニーズの把握にあり、その目的に対して十分な情報が得られています。

設問ごとに回答数（n）を明示し、調査の限界も本文に明記するなど、結果の読み方を誤らせない集計・報告がなされている点も、市民調査として評価できます。

医師の立場から付言すると、行き渋り・不登校の背景には、不安や抑うつ、起立性調節障害、発達特性など心身の健康に関わる要因が併存することが少なくありません。

本調査で、校内支援教室が「なくて困ったこと」として、家庭だけで対応する負担（44.3%）や子どもの自己肯定感・自信の低下（33.5%）が上位に挙げたこと（n=185）は、子どもと家族の健康リスクに直結する所見であり、校内の居場所と学校とのつながりの維持は、教育のみならず健康の観点からも重要です。

130件の自由記述には、設置の有無だけでなく「運用の質」という統計に表れにくい課題が具体的に記録されており、施策を設計するうえで貴重な一次資料といえます。

本結果が行政の統計・調査と相互補完的に用いられ、当事者の声を反映した不登校支援の充実につながることを期待します。

2026年7月18日

アンケート結果を踏まえ、堺市に対し下記のとおり陳情する。

#### <陳情事項>

##### 1. 校内支援教室（SSR）の全小中学校への早期設置と、SSR支援員配置計画の前倒し実施

優先要望1位（SSR支援員配置・35.5%）・3位（SSR設置・32.5%）

全回答者の72.4%がSSRを初期支援として有効と評価

82.2%が全校へのSSR設置拡大を希望（n=453）

現況：SSRは小学校92校中46校、中学校43校中35校設置

SSR支援員は令和8年6月現在、試験的に6名配置

「別室を用意してもらえたが、先生を配置する余裕は学校にないようだった。そのため親が付きっきりで過ごした。忘れ去られた存在のようにも感じた。」

##### 2. オンライン学習支援の全市的な整備（録画視聴・別室参加・自宅参加など多様な参加方法と、出席扱いの明確化）

優先要望2位（34.0%）（n=453）

「家から出にくい子どもにはオンラインの学習支援が必須だが、全市的な仕組みがなく、学校単位・担任単位で部分的にしか実現できていない」

##### 3. 教育委員会による当事者・保護者への定期的なヒアリングの実施

SSR設置状況を「わからない」と答えた不登校経験者・保護者が25.7%（n=237）自由記述130件では、統計に表れにくい「SSR運用の質」の課題が具体的に指摘されている。

「曜日が限られているので、いつでも気軽に行ける、心安らぐ教室が欲しい。」「別室に行き始めたが、2日目に<教室に戻るための目標>を書かされ、子どもがイヤになって行けなくなった。教室に戻ることをゴールにしないでほしい。」

#### 4. フリースクール等利用者への経済的支援（補助金等）

優先要望5位（26.9%）（n=453）

「フリースクールの補助金がなく、自費での利用継続が経済的に厳しい。学校に通えなくても学校への諸経費はかかり、負担が大きい。」

「不登校家庭は毎日の昼食の問題が年中続く。給食無償化の恩恵も受けられない。せめて経済的な支援があれば。」

受理年月日 令和8年8月3日



## ワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

ワクチン接種後に通学等に支障が生じた生徒の実態調査

### 陳情の内容

HPVワクチンは、以前は子宮頸がん予防ワクチンという名で、2009年から国内で使用されてきました。

2013年4月に定期接種となりましたが、副反応被害が多数報告され、2ヶ月後に積極的勧奨は中止になりました。

しかし、翌年2014年1月に厚労省は、子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状は、「心因性」だと断定し、ワクチン副反応被害者の救済を行わなかったため、被害にあった当時15～22歳の少女たちが原告となり、国と製薬企業を相手に提訴しました。

現在も裁判中であり、判決は来年2027年春に出る予定です。

裁判中にも関わらず、国は2022年4月に接種勧奨を再開しました。

子宮頸がん予防ワクチンは、HPVワクチンと名前は変わりましたが、ワクチンの中身の薬剤は一切変わっていません。

接種勧奨再開し、更に、接種勧奨が中止されていた時期に、接種を受けていない人へ無料で接種できるというキャッチアップキャンペーンを行いました。

その結果、接種勧奨が中止していた時期にはほとんど無かった副反応報告が急増しました。

接種勧奨再開により、新たな被害者が多数出ています。

副反応が出て、協力医療機関に行けば、治してもらえろと思えば、HPVワクチンを接種した人も多いのではないかと思います。が、実際に医療機関に行っても「HPVワクチンに副反応は無い、ストレスだろう」と言われたり、詐病扱い、受診拒否など、医療機関をたらい回しになっているケースが少なくありません。

これは、新型コロナワクチン被害者の方と全く同じことが起こっているのです。

コロナワクチン被害者の方が出るよりも、ずっとずっと前から起こっていたのです。

国が指定している、協力医療機関は全国に95ヶ所あり、大阪府下には4つの協力医療機関があります。その内の1つが近畿大学病院です。

堺市民で、HPVワクチン接種後に、健康被害が起きた時、近畿大学病院を紹介され受診するのではないのでしょうか。

これまで、一体何人の堺市民である子どもたちが協力医療機関である近畿大学病院を受診したのでしょうか？

受診した子どもたちは、回復されたのでしょうか？

ワクチン接種を勧めていた市は、受診した子どもたちのことを把握しているのでしょうか？

新型コロナワクチンの副反応疑い報告の中にも、学校に通えなくなった子どもたちが存在しました。

果たして、HPVワクチンを受けた子どもたちは、どうなのでしょう？

HPVワクチンの副反応は、新型コロナワクチンと同じく、検査をしても異常が見つからず、ストレス、詐病だと言われてきました。

実際に、HPVワクチンキャッチアップ接種を受けて、高校に通えなくなり休学している九州の女の子もいます。

もしかしたら、堺市の中に、HPVワクチン接種後に学校に通えなくなった、もしくは休みがちになった、体育や部活ができなくなったという子どもがいるのではないのでしょうか？

2013年、子宮頸がん予防ワクチン接種後に、副反応被害の報告が多数上がったことにより、文部科学省は2013年9月3日付けの事務連絡「子宮頸（けい）がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について」においてワクチン接種が原因と思われる健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとして、各学校に対し、学級担任、養護教諭、関係教職員等が連携した個別の配慮を求めています。

今まさに13年前と同じ被害が起こっている可能性があります。

実際に今分かっているだけで堺市には4人の健康被害者がいます。

協力医療機関である近畿大学病院の受け入れ診療科は「小児科・思春期科」となっています。思春期科は、体の症状であっても心の問題として扱う色合いの強い診療科です。

ワクチンの副反応だと受診した先がこの科であれば、最初から「体ではなく心の問題」という前提で話が進んでしまう危険があります。

実際にはワクチンの副反応で苦しんでいるにも関わらず、「心因的な問題で学校に来ない生徒」と、不登校の生徒として片付けられてしまっている子どもが堺市の中にいる可能性があります。

ワクチンによる健康被害により苦しむ子どもと、その家族が、必要な配慮を受けながら安心して学校生活を送り、また安心して相談できる体制を確立していただきますようお願い致します。

そこで、以下の内容を陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. HPV（子宮頸がん予防）ワクチンの接種後に生じたと思われる症状により、通学や授業、部活動などの教育活動に支障が生じている生徒がいないか、堺市教育委員会として、実態の調査を行い、その結果を市、市内の小・中・高校に周知してください。
2. 調査結果により該当する生徒がいた場合は、教育委員会、市とが連携し、必要な支援策を講じること。
3. 最近、茨城県下妻市と山口県光市の中学校において、MSD社のワクチンのパンフレットを生徒に配っていたということが判明いたしました。学校は中立的な立場であるはずですが、一企業のパンフレットを学校から配るのは大問題だと思います。  
他の自治体の学校でもパンフレットを配っている所があるかもしれません。まさか堺市の学校において、MSD社のパンフレットを配ってませんよね？堺市の小学校、中学校、高校でMSD社のパンフレットを配っていないか調査をしてください。

受理年月日 令和8年8月3日



## 学校図書館について

陳 情 者 堺市北区

学びを広げる学校図書館の会・堺

代表 巽 照 子

学校図書館の充実を願います。

### 陳情の内容

2026年3月に公表された文部科学省「図書館・学校図書館の運営に充実に関する有識者会議」の報告書「図書館が拓く未来の学びと地域社会」において、学校図書館は、「学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす居心地の良い学校の「中心」へ」となることが期待されています。そして、そのためには、「児童生徒の登校時から下校時まで常時開館し、児童生徒が最大限、読書や学びで自由に利用できるようにすることが必要である。」ことと同時に、学校司書については、その専門性を発揮するため「専任化を含めた配置を促進」ともされています。

昨年の陳情書に対して「児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています」と回答いただいています。

私たち「学びを広げる学校図書館の会・堺」は、ひとり一人の子どもの育ちと学びを豊かに広げるために、「豊富な資料があって、子どもや教員に適切な資料を手渡していける専門的な技量をもった学校司書がいて、心安らぐ場でもある」そんな学校図書館の実現を望んでいます。ネットワーク化をはかり、図書館機能をより一層充実させることも願い、下記のことを要望します。

### <陳情事項>

1. 1校1人専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施ください。

学校図書館には、読書活動や探究学習、各科の授業や障害のある子どもへの援助など教育活動を支援する専門的な学校司書の配置が不可欠です。

学校司書の常勤した学校では、子どもが図書館でよく本を読むようになったこと、図書資料を使った自主的な調べ学習が進んでいること、授業に使う図書資料の準備が行われることで、子どもの学習活動が広がったなど、教師と学校司書の協力で、教育効果が生み出されています。

1校1人専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施するとともに、学校司書は教職員の一人であるという共通理解を深め、職員会議や研修への参加をできる体制づくりをおねがいします。現状の学校司書と有償ボランティアの体制を専門性のある学校司書に置き換えてください。そして、当面、交付税措置のある13校に1人、学校司書を小・中学校に配置してください。

2. 小規模校の図書購入費を見直して下さい。

「小規模校に配慮して学校の規模に関わらず均等に配分した予算等も合算しており、市立図書館と連携した団体貸出しや選書支援等の取組により、小規模校を含めた学校図書館教育の充実を図っています」「教科用図書については、各校において消耗品費で購入し学校図書館に配置することを可としています」と昨年回答いただきましたが、そのように実施されているか確認のうえ回答ください。

3. 学校司書は非正規雇用です。労働環境を改善してください。

学校司書の職務は、学校教育や子どもの将来とかかわるものであり、労働環境の抜本的な改革を早急にお願いします。現在の勤務状況では有給休暇はとれません。

「より有給休暇を取得できる体制について学校と連携します」と回答ありましたが、取得できる体制について示してください。2校勤務で休暇を取ると学校図書館を開館できなくなり現場の学校司書が悩んでいます。学校司書に与えられたアカウト活用できるようにICT研修してください。

4. AI「チャットGPT」の急速な普及などの情報環境の激変に対応して、子どもの情報リテラシーを育てるため、新たな図書資料の拡充を促進してください。

まず、無料のカーリルを使って蔵書検索できる環境をつくってください。（カーリルは、全国の図書館の蔵書情報と貸し出し状況を簡単に検索できるサービスです。）

5. 支援学校の読書バリアフリーの環境整備・充実してください。

小・中・高校の学校図書館に、図書資料の充実を促進してください。

読書バリアフリーに必要な知識と技術を習得した学校司書の養成をお願いします。

6. 学校図書館支援センターを設置してください。

いま、学校図書館は、読書センター・学習センター・情報センターの三つの機能を持つ「学校図書館」に大きく変わろうとしています。市内小中学校で同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図るべきです。

全校の蔵書を有効利用し、統計処理など事務の簡素化をはかるため、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることを学校現場では望んでいます。他市事例の成果を活かして、市内小中学校をオンラインでつなぎ、学校図書館の蔵書がすべての小・中学校で検索でき、学校間での資料の貸し借りがしやすくなるように、態勢を整えてください。それらを総括する学校図書館支援センターを教育委員会の中に

設置してください。

受理年月日 令和8年8月3日





## 図書館行政について

陳 情 者 堺市北区

堺市の図書館を考える会

代表 吉 田 マリ子 他 555 筆

「堺市の図書館施策の充実と誰もが利用できる1館の新中央図書館建設を望みます」

### 陳情の内容

私たちは、堺市立図書館の振興発展を願い活動してきました。正規司書職員が常勤して、専門性を生かした活動は、堺市図書館の強みです。

「知の拠点」として、図書館の発展を願い以下のことを要望します。

新中央図書館建設に向けた検討が進んでいます。昨年12月には、「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」が発表されました。「中央図書館センター機能」と「中央図書館パブリックサービス機能」に分けて建設する図書館という2館構想。その一方で施設運営、管理コストがかかり、利用者市民の利便性の低下が危惧されています。

本年3月の文教委員会では、南海電鉄堺駅付近で「パブリックサービス機能」を持つ中央図書館建設をめぐり議論がありました。

中央図書館基本構想策定にあたっては、アンケート調査や各区でのワークショップ等幅広く市民の意見を取り入れるための仕組みを作って進めてください。

中央図書館に行けば何でもそろそろ、誰もが利用できる、誰もが集える1館の中央図書館の建設を私たちは望みます。

### <陳情事項>

1. 図書館は教育委員会の所管を維持して、市内全館と移動図書館を直営で運営してください。

図書館は教育機関です。生涯学習の拠点である図書館の働きは、地域の資料の継承や、人を育てます。こうした教育活動は、学校教育と同様に教育委員会のもとで行われるべきだと考えます。図書館が思想表現の自由、知る自由を守る役割を十分に発揮できるように、教育委員会所管を維持して、市内全館を直営で運営してください。

2. 資料費の予算を増額してください。

私たちのまわりでは書店がなくなっています。市民が求める本・雑誌を書店で手に入れることが困難になり、図書館の役割が大きくなってきています。しかし、堺市の図書館では市民の多様化する資料要求に十分にこたえられず、新刊書はなかなか手にしづらい時が多いです。各図書館に子どもたちが手を伸ばせば、借りることができる本がある、というのも大切です。早急に資料費を増額してください。

3. 正規司書職員を継続的に採用してください。

高い専門性を持つ司書集団が堺市図書館の強みです。そのためには今後とも計画的、継続的な司書職員の採用をお願いします。また、非正規職員について、今後とも安心してキャリアを積み、誇りをもって続けられるよう、待遇改善に努力してください。

4. 市民の知る権利を保障するセンター機能とパブリックサービス機能を併せ持つ1つの新中央図書館を建設してください。

利用する資料のジャンルによって利用者の選別はできません。

いつもは文芸書と実用書の利用中心の利用者でも、最近家族がガンになったので、医療関係のデータベースや辞典・事典と専門書等の資料も合わせて利用する事例は珍しくありません。その時、二つの館に足を運ばねばならないのは不便です。児童書はパブリックサービスと想定されているのでしょうか。子どもの郷土の調べ学習でも書庫の資料も必要になり同様の事態が生まれます。家族が来館し、参考図書とパブリック機能の図書を利用する場合は、2館の移動が必要になります。大阪市立中央図書館は「何でも揃っている、誰もが利用できる」から、堺市民も利用すると言っています。1館で子どもから高齢者まで多くの利用があるのです。多くの利用者にとって利便性が高いのは、「そこに行けばなんでも揃い、必要な資料に出会える」ことです。先の100年後を市民と共に歩むための中央図書館づくり・建設をしてください。

受理年月日 令和8年8月3日

## 図書館行政について

陳 情 者 堺市堺区

堺区図書館をつくる会

代表 松 永 直 子

堺市中央図書館のパブリックサービス機能とセンター機能を分離せず  
南海本線堺駅周辺には「堺区図書館」を建設してください。

### 陳情の内容

図書館は、どこに住んでいても、一人ひとりの市民に、読む楽しみ、知る喜びを豊かに与えてくれます。また知る自由、学ぶ権利を保障し、暮らしの中で感じた疑問や仕事や学習などの生きていくのに必要な情報を提供してくれます。そのうえで、下記のことを大切にして堺区図書館をつくることを求めます。

新中央図書館建設計画が動き出し、図書館のホームページにも2025年の12月に「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」が載りました。その内容は、貸出し・返却・調べものの応援等の利用者サービスをする「パブリックサービス機能」と、貴重資料の保存や研究、堺市の図書館全体のバックアップを担う「センター機能」をわけて、2館にするものです。

3月の文教委員会では、この「中央図書館センター機能」を現在の大仙公園近くに、「中央図書館パブリックサービス機能」を南海本線堺駅周辺に分離して建設したいと説明されていました。

堺市中央図書館の建て替えは、100年後の堺のまちと市民の未来にかかわります。

堺市中央図書館基本指針の基本理念にある「人を育み、共に学び、未来を作る力を市民とともに生み出す知の拠点」にふさわしい中央図書館は、市民とともに歩む図書館となるよう、パブリックサービス機能とセンター機能を分離することなく1館で建設してください。

110年の歴史をもつ堺市図書館は、堺大空襲の被災からも守った貴重図書や資料を保存してきました。

親子で訪れる人達など堺市民や堺の歴史・文化・産業などに注目する全国の方々の期待に応える、閲覧や調査・研究・保存などセンター機能をあわせもつ図書館が望まれます。

堺市7区で区域館が無いのは堺区だけで、堺区らしい資料や活動ができる堺区図書館を望みま

す。南海本線堺駅周辺には、「堺区図書館」を建設してください。

＜陳情事項＞

1. 南海本線堺駅周辺に、「堺区図書館」を建設してください。
2. 市民の知る権利を保障するパブリック機能とセンター機能を併せ持つ中央図書館を建設してください。
3. 広く市民の声を聞き、図書館職員の声も十分に反映して中央図書館基本構想を策定してください。

受理年月日 令和8年8月3日

## 図書館行政について

陳 情 者 堺市堺区

「どうなる？図書館・ミュージアム！」堺市文化施設のあり方を再検討する会

世話人 北 野 庸 子

志 賀 和 子

水 野 照 子

新中央図書館は機能を分離せず、堺市所有の公有地である元湊小学校跡地に建設すべきです

### 陳情の内容

現在、堺市では、老朽化した中央図書館や博物館の建て替え、また、それに関する堺ミュージアムの整備等をめぐって、色々な動きが出ています。

「堺ミュージアム基本構想検討懇話会」の最終回が開催された後の、昨年12月に公表された『中央図書館再整備に向けた基本的な考え方』に示された内容は、中央図書館の建替えに向けて具体的な検討が進められていることを、全く知らなかった多くの市民にとっては驚かされることばかりでした。

特に、中央図書館の機能を「センター機能」と「パブリックサービス機能」に分けた上で、「なお、『中央図書館センター機能』については、貴重資料の保存などに関して、（仮称）堺ミュージアムや公文書館との複合化の可能性についても検討する必要がある。」との一文には、唖然としました。

上記『考え方』がまとめられていたのと同じ頃、「堺ミュージアム基本構想検討懇話会」を傍聴していた市民もそのような可能性については、まったく聞いたことがなく、もちろん「懇話会」の構成員の方々も堺市がそのようなことを考えているとは、全く知らされず「基本構想」を検討されていた訳で、担当部局は、わざわざ懇話会に来て検討していただいた構成員の方々に対して、本当に失礼なことをしたと思います。

以上のように、今後、堺ミュージアムの整備にも大きく影響する中央図書館の再整備の問題は、堺市の文化施設のあり方にとっても、将来的に決定的な影響を与えることが考えられます。私たちは、今ここで、過去を振り返り未来を見据えて、堺市全体における文化施設がどうあるべきかを考

えなければ、またしても過去の過ちを繰り返してしまうと危惧しています。そして、今が堺市の文化施設のあり方を体系的に議論することができる最後のチャンスかもしれないと思い、そのために、まず、いま緊急の課題である中央図書館再整備の問題に取り組まなければならないと考えています。

先に述べたように、昨年12月に、『中央図書館再整備に向けた基本的な考え方』が公表され、そこには、中央図書館の機能をセンター機能とパブリックサービス機能に分け、中央図書館センター機能は大仙公園周辺エリアに、そして、中央図書館パブリックサービス機能は交通利便性のよい都心部に置くという、2館に分離する案が示されていました。

そして、上記の案が公表された直後の今年1月9日には、堺市長と南海電鉄の社長の間で確認書が締結されました。そこには、「なにわ筋線開業を契機に」、両者が「協力して堺駅周辺の活性化と魅力向上に取り組むこと」や、「開発検討区域における施設整備に関すること」として、一番に「図書館機能」があげられています。現在も、まだ場所は最終的には決まっていないといいながら、議会での議論や図書館協議会での説明からは、既に、上記南海本線堺駅周辺という場所が既定路線のように進められているようにみえます。

ところで、前述した『中央図書館再整備に向けた基本的な考え方』には、最初に「図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、教育委員会として中央図書館の再整備に向けた基本的な考え方について示すものである。」と書いています。

この「図書館ニューデザインプロジェクトチーム」とは、令和6年3月の予算審査特別委員会でも答弁されているように、「令和5年1月から図書館を所管している教育委員会事務局と市長公室、財政局、文化観光局、建築都市局のメンバーで構成するプロジェクトチーム」であり、建築都市局からは、現在は環濠エリア整備担当課長が参加していますが、令和5年（2023）1月当時は、その課の名称は堺駅エリア整備担当課長でした。

つまり、中央図書館の再整備を検討するにあたっては、堺市は最初から堺駅周辺ありきで考えていたことは明らかです。

市民のための図書館ではなく、「なにわ筋線開業を契機に」堺駅周辺の民間再開発のために図書館を利用しようという、堺市当局の魂胆が伺われます。前述したように、堺市は初めから中央図書館の再整備を堺駅周辺の商業施設に想定していたことから、それを可能にするために、まだ全国でも例のない図書館の機能分離を思いついたとしか思えません。

議会でも、図書館協議会でも堺市は、都心部には機能を分離せずに中央図書館を整備する土地がなく、中央図書館の機能を分離して、堺駅周辺の再開発ビルの商業施設に設置するしかない、というように議論を誘導しています。

そもそも、堺市のいう都心部とはどこかということ、堺東と堺駅を結ぶ地域がまず想定されますが、図書館協議会で堺市側も言っていたように、阪堺線の御陵前から綾之町駅までも都心部なので

す。その上で、その中で堺駅周辺しか土地がない、と言っているのです。

しかし、堺駅周辺でいいのであれば、同じような「都心部」に土地はあります。しかも、機能を分離しないで中央図書館を建設できる土地が。

つまり、「都心部」である阪堺線の御陵前駅周辺には、元湊小学校の跡地があります。ここは堺市が所有する公有地であり、機能を分離しないで1館で建設でき、堺駅周辺のように、民間の土地建物に間借りしなくて済みます。経済的にも、機能的にも、すぐれています。

なぜ、ここに新中央図書館を建てようという考えが浮かばないのでしょうか？私たちは、周囲の方たちに、この考えをどう思うか聞いたところ、ほとんど、「あっ、それはええ！」と言われました。もともと、堺の図書館は阪堺線沿線の宿院にありました。停留所からの距離だと元湊小学校跡地の方が近いです。昔から、チンチン電車は、子どもでも一人で乗れると言われた安心安全な電車でした。その沿線に中央図書館があるというのは、町のシンボルとしても相応しいと思います。

また、現在の中央図書館からも、堺駅周辺に比べて、ずっと近く、ちょうど、世界遺産の大仙エリアと、環濠都市エリアをつなぐ中間にあり、堺市が常々唱えているように、人々の回遊性についても寄与できる適当な場所ではないでしょうか？

最後に、図書館は今後どうあるべきかを考えることも重要ですが、その際、参考になるのが、図書館の先進地域である北欧諸国でのあり方だと思います。北欧では、3Dプリンターだけでなくミシンまで置いて、ものづくりができる図書館があると聞いて驚きましたが、そこには、移民の増加等によって社会が分断される中で、図書館を「民主主義を育む場」「民主主義を支える場」として、まちづくりの中心にするという考え方があるという解説を聞き感動しました。単に、格好のいい建物や内装などで、人寄せするだけではなく、本質的なことを考えていく必要があると思います。

堺でも、小学校の跡地という、未来をささえる子どもたちの学びの跡を活かして、「民主主義を育む場」としての新中央図書館が実現されることを心より願います。

受理年月日 令和8年8月3日





## 支援学校等について

陳 情 者 堺市堺区  
堺市立支援学校保護者有志  
東 智枝美

### 堺市立支援学校の課題と今後について

#### 陳情の内容

日頃より堺市の特別支援教育及び支援学校の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

今年度、3校めの堺市立支援学校として百舌鳥支援学校宮園分校が開校されました。令和4年度に設置された「堺市立支援学校狭隘化・老朽化解消対策会議」での検討を経て、令和5年6月19日付で支援教育課より、宮園分校の設置が文書で発表されましたが、その中に次のような記述がありました。（抜粋して要約）

「支援学校の狭隘化対策に関する対応について」

#### 【現状と課題】

○児童生徒数の増加に伴い普通教室が不足しており、特別教室を普通教室に転用して対応している。

○百舌鳥支援については活動場所、校舎の狭隘のため、学校運営上早急な対応が迫られている。  
転用可能な特別教室等がなく、クラス編成での対応を予定している。この場合、長期化すると教育環境も低下し、児童生徒及び教員に対して負担が大きい。

#### 【今後の対応策】

○百舌鳥、上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に、宮園小学校に支援学校分校を設置。ただし、狭隘化の抜本的な対応である分校の開校までは、他の教室の転用やクラス編成での対応で考える。

上の文書の発表時、「現状と課題」については支援学校の窮状を概ね把握していただいているものと感じ、今後に期待を寄せました。ただ、「対応策」については、分校の開校が果たして「狭隘化の抜本的な対応」となるのか？そして「他の教室の転用」や「クラス編成での対応」が、実際に分校の開校で終わるのか？という大きな不安がありました。

当初より、設置場所と校区のねじれという根本的な問題や、バスの乗車時間その他の課題が指摘されていた宮園分校ですが、開校された今、そもそもの出発点であった支援学校の「狭隘化・老朽化解消対策」としてはどうだったのでしょうか。当初の計画通りであったこと、そうでなかったこと、どちらもあって当然だと思います。大切なのは、しっかり検証し、よかったこともそうでなかったことも「今後はどう活かしていくか」ということではないでしょうか。

宮園分校を見学させていただいた際にはリフォームされた教室等を見て安堵した一方、身体に不自由のある子どもたちも安心して学校生活を送るためには宮園分校の校舎にエレベーター設置が必要であること、初年度は子どもが少なかったことで、空き教室を多目的室（図工室・美術室などに必須と思われる）や遊具室、教材倉庫などに利用できているようで、今のところ教室の利用には余裕を感じました。

しかし昨今の支援を必要とする児童生徒数は「推計」以上のペースで増えています。特に宮園分校は、今年度の入学は事前の見学なしで選択しなければならなかったこともあって希望者が少なかったと考えられ、来年度以降は今年度以上に新入生が入ってくることが予想されます。そうなる、宮園分校はあと3年も経たないうちに教室に余裕がなくなり、深刻な教室不足に陥ることが懸念されます。また、スクールバスの乗車時間が、児童生徒が少ないにもかかわらず、今年度でさえとても長いことなども気になりました。

宮園分校の先生からは「1学年2クラス程度の学校規模は、一人ひとりに丁寧な教育を行いやすい」とお聞きしており、保護者からも「子どもが楽しく学校へ通い、大きく成長した」との意見もあります。教育環境は児童生徒数に応じた普通教室の数があればそれでいいわけではありません。学校規模そのものも重要な要素であり、支援学校の教育には本来、学年集団、部集団、学校全体の集団の「適正規模」という観点がたいへん重要です。この点も、今後の支援学校整備を検討する上でも十分考慮されるべきであると考えます。

今こそ宮園分校開校を「堺市立支援学校整備」の新たな出発点として、まずは今年度の支援学校の【現状と課題】の正確な把握と分析からスタートし、そこから今後を見据えてまた次の計画に向けて一刻も早く動きだすべき時ではないでしょうか。ぜひこれまでの長年の経過や経験を今後に活かしていただきたいです。

支援学校保護者・関係者としても、学校や支援教育課、学校教育部のみなさまと情報共有、意見交換をさせていただきながら一緒に考えていきたいと考えております。つきましては今後とも議会のみなさま、特に文教委員会のみなさまのお力添えを心よりお願い申し上げ、以下の点について陳情いたします。

## <陳情事項>

### 1. 宮園分校について

- (1) 以前より、宮園分校において校舎内にエレベーターを設置して欲しいとお伝えしていますが、令和8年6月の回答は「宮園小学校に設置されているエレベーターを共用で利用することを想定しており、移動に当たっては児童生徒の障害の状況を踏まえ、クラス配置や教職員による介助などにより必要な配慮に努める」とのことでした。高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）は、高齢者や障害者等が安全かつ円滑に移動し、施設を利用できる環境の整備を推進することを目的としています。その理念は、「人の介助によって利用できる施設」ではなく、「誰もがができる限り自立して利用できる施設」をめざすものです。現在のように宮園小学校のエレベーターを利用し、教職員の介助を前提とした運用は児童生徒や教職員の負担が大きく、将来にわたり安定した教育環境とは言えません。特に緊急時や災害時には迅速かつ安全な避難経路を確保する観点からも課題があります。宮園分校は教職員の介助に依存した対応ではなく、児童生徒ができる限り自立して移動できる環境を整える観点からも校舎内へのエレベーター設置を強く要望します。

## 2. 医療的ケアに関することについて

市立支援学校だけではなく、幼稚園・小中学校にも医療的ケアの必要な子どもたちが在籍しています。堺市が雇用している看護師さんが少なく、足りていないところは派遣看護師さんに医療的ケアを担っていただいていると聞いています。派遣看護師さんもすぐに見つかるわけではなく、派遣看護師さんが見つからない場合、学校園で医療的ケアを実施することができず、子どもが学校を休むか、もしくは保護者が仕事を休んで子どもに付き添わなければなりません。子どもの教育権が侵害されているといえます。また、保護者の生活に支障をきたしている状況を打開する必要があると考えます。このことについて、以下の事項を陳情します。

- (1) 「堺市の学校で看護師をしたくても、賃金が堺市は低い」ということをお聞きしたことがあります。現在の堺市が雇用している医療的ケア看護職員の賃金をお示しください。また近隣他市町村の看護師の賃金をお示しいただき、堺市の現状の課題をお示しください。
- (2) 堺市が雇用している医療的ケア看護職員の人数の推移をR8年現在のものをお示しください。
- (3) (1)(2)を踏まえて、堺市として今後医療的ケア看護職員の課題について、どのように解決を図っていくのかをお答えください。
- (4) 医療的ケア看護職員が増員できない場合、1) 訪問看護ステーションに委託し、小中学校における医療的ケア支援事業を活用することや、2) 府立支援学校のように第3号研修を受講した教職員の先生方が医療的ケアを担うなどの対応策が考えられますが、市教委としての見解をお示しください。

## 3. 地域の園やもず園・つばみ園では様々な形態の給食が提供されていました。また百舌鳥支援

学校旭分校では子どもたちに合わせて様々な形態食が用意されていました。他都市の小中学校、支援学校においても、個に合わせた形態食の提供が広がっているとニュース等で見聞きます。昨今百舌鳥・上神谷のような知的障害支援学校でも医療的ケア児を含め、個別の形態食が必要な子どもたちが入学してきています。そのような子どもたちに給食が提供されないということはあってはなりません。全ての子どもたちに安全で楽しい学校給食の提供がめざされるべきです。このことについて、堺市学校給食課の見解をお示してください。

#### 4. 堺市立支援学校の今後について

- (1) 支援学校の経過を振り返り、今後について一緒に考えていく材料とさせていただきたく、上神谷支援学校開校の前年度（平成20年度）から今年度までの百舌鳥支援学校、上神谷支援学校、（今年度は宮園分校も含めて）堺市立支援学校全体合計の在籍児童生徒数推移の一覧を資料としてご提供くださいますよう、お願いいたします。
- (2) 宮園分校が開校した今年度の堺市立支援学校全体としての【現状と課題】について、今後を見据えて現時点でどのようにとらえておられるでしょうか。「人数推計」を出すのは今議会には間に合わないと聞いており、今後の対応の検討にはまだ至らないのかもしれませんが、前述の令和5年6月文書時点の【現状と課題】および【今後の対応策】の内容に照らして今年度の時点ではどうなのか、支援教育課、学校教育部としての見解をお示してください。
- (3) 堺市立支援学校の子どもや保護者の多くは、教育条件の面ではさまざまな課題はありつつも、教育内容については学校に対して信頼を寄せており、これからも堺市立支援学校で教育を受けることを望んでいます。今後とも、全国にも誇れる歴史をもつ堺市の支援教育の財産を未来へ引き継ぎ、支援学校、支援学級、通級指導教室を含めた堺市のすべての子どもたちに「誰一人取り残さない教育」を保障してください。そして、政令指定都市堺の責任のもとで堺市の教育全体を充実、発展させていってくださることを切に希望しております。

受理年月日 令和8年8月3日

## 放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会 長 田 中 剣 太

事務局長 松 谷 有 紀

### 陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は学童保育に子どもを預ける保護者と指導員が『子どもたちに豊かな放課後の時間を過ごしてもらいたい』と集まり、活動しています。

1997年にのびのびルームの制度が開始され、2027年度で30年を迎えます。当時2520名だった利用児童数は現在1万人を超え、学童保育は就労家庭やひとり親家庭を支える必要不可欠な施策となりました。しかし利用児童数が増え続けるなかで、200名や300名を超える超大規模化ルームの問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行われず、長年にわたり課題を抱えたままの状況です。

子どもたちにとってかけがえのない放課後を安全に、楽しく過ごせるよう、また働く保護者が安心して子どもたちを預けられるよう、以下の項目を陳情いたします。

誠意あるご回答をよろしくお願いします。

### <陳情事項>

#### 1. 事業者選定について

今年度開始時の4月1日において、大仙のびのびルームでは主任指導員が不在のまま、また、他の指導員も多くは外部からの応援という形で朝から開所することになりました。結果的には大過なく済みましたが、運が良かっただけであり、非常に危険な、あってはならない出来事であったと思います。

この件について、運営事業者は主任が決まっていなかったことは当然4月より前にわかっていたはずですが、結局責任者不在のまま開室しました。一般的な視点から見ても、契約上も児童

の安全確保という点でも相当な問題事案だと思いますが、今後の事業者選定でそのことは一切考慮されないのでしょうか？

これまでの事業者選定においても事業者の過去の問題事案や実績、あるいは利用者や児童の評判等々が選定において考慮されることはありませんでした。これでは、不誠実な運営を行った事業者も、誠実に利用者や子どもの安心安全に向き合った事業者も、そのことは全く考慮されずに次回選定されるということになります。このことは、事業者のモチベーションの上でも、選定の公正さという点でも、適切な事業者を選ぶという目的としても不適切なしくみであるように思います。

過去における事業目標達成度や利用者の満足度、処分やトラブルの履歴を選定時の評価項目に入れるか、せめて選定時に選定委員が参考資料として参照できるようにしてください。子どもの安心安全のために、子どもと向き合い安全を考えた運営のできる、適切な事業者が選ばれるような仕組みで事業者選定を行っていただきたいと思います。

## 2. 指導員の人員配置の改善について

現在の放課後事業の現場は通常時でも人員不足です。さらに夏休み等の長期休みに入ると、保育の時間や人数が大幅に増えるため特にその傾向が強くなっており、長時間労働や連続勤務が常態化しています。これは指導員の健康や継続性という面でも、子どもたちの安全という面でも非常に問題が大きい事態だと思います。その延長線上にあるのが今年4月の主任不在のルーム開室だと考えます。

労務管理の責任はまず事業者にあるとしても、その管理が適切に行われているか？その管理において子どもたちが適切に放課後の活動を行えているのか？たとえば指導員の人数が足りないので外遊びができない、特定の遊びに偏る、などということが起こっていないか？書面のやりとりだけでは実情の把握が難しいことは4月の件で明らかであると思います。報告書だけでなく、実際の現場がどうであるか、書類にそれが反映されているか、を堺市の職員が定期的に、直接、確認するようにしてください。そのうえで、必要な人員を配置するよう事業者に指導してください。

## 3. 加配指導員の配置について

今の制度では事業者が加配の判定を依頼し、必要な場合に加配を行う、というしくみになっていますが、現場の声として、「障害等により配慮を要する児童」の対応に職員が足りていないという声が多々出ています。「障害等により配慮を要する児童が在籍しているが加配を依頼していないルーム」について、実際に現場の人員が十分なのかを堺市の職員が確認したことはあるのでしょうか？実際に見たうえで支援課としては現状のままで指導員の人数は十分という判断なののでしょうか？

一般論として、営利事業者に申請を任せていては、多少のムリは無視して加配（人員増



加)を抑える方向に向かいがちです。子どもが関わり、まずその安全を重視すべき本事業においては、堺市として必要と思われる最低人数を指定すべきだと思います。そのような制度の検討をお願いします。

#### 4. おやつについて

堺市は仕様書においておやつの仕様に一定の基準を示しており、事業者はその範囲内で提供を行っています。主に個包装の市販品を提供しているため、製造メーカーの基準と現場の指導員による判断でおやつの安全性は十分に確保されているはずです。にもかかわらず、ゼリーやジュース等特定の品目を提供することについて堺市側から止められることがあります。

市販品をそのまま提供する場合に個々の品目の是非についてまで指導が入ることは、事業者や現場の負担を増やしておやつの提供が硬直化し、ひいては子どもが食べたいと思えるようなおやつの提供が難しくなります。堺市が個々のおやつについて指導をするのであれば、中途半端な介入はやめて、どういうおやつが好ましいのかという明確な基準や例を、調達方法も含め、堺市としての見解を事業者に示してください。

#### 5. 3つの事業の統一について

令和10年度に実施される3事業の制度の統一に向けて、学童保育関係者・行政関係者・運営事業者・地域関係者等が共に協議ができる場を新たに設置してください。新制度においては、これまで実現できなかった『支援の単位ごとの運営』『専用教室の確保』『指導員の処遇改善』を実現してください。

また、令和8年7月3日付けで実施された『放課後の活動・過ごし方アンケート』について、子どもの意見を含め、結果内容を公表してください。

受理年月日 令和8年8月3日





## 放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

会 長 山 片 京 子

副会長 中 島 智

役 員 下 門 法 子

百舌鳥小学校のびのびルーム指導員配置数の改善と業務負担の軽減

### 陳情の内容

陳情：指導員配置人数の改善と業務負担の軽減 放課後は、子どもたちが安心して「ただいま」と帰れる第二の家庭であってほしいと願っています。しかし現在の百舌鳥小学校のびのびルームでは、利用児童数に対して指導員が不足し、子どもたち一人ひとりに十分な見守りが行き届かない状況が続いています。狭い部屋で長時間過ごす中、気持ちが不安定になって泣いてしまう子や、友達とのトラブルが増える場面もあります。子どもたちは、自分で環境を選ぶことはできません。だからこそ、大人が安心して過ごせる環境を整える責任があります。

#### 1. 指導員不足

百舌鳥小のびのびルームの指導員配置数は基本配置が10名、施設配置と加配配置を合わせて18名と定められていますが、現在は基本配置の10名がやっとの状況で、必要な人員を確保できていません。そのため、子ども達が我慢を強いられ、泣き出す子や暴れる子がいて、更に指導員の手が取られるという悪循環に陥っています。堺市からは「指導員の確保は事業者が行うものであり、堺市も募集広告を掲載するなど協力している」との説明が想定されます。しかし、必要な人員を確保できていない現状を踏まえれば、現在の募集方法だけで十分なのかを検証し、事業者任せにしない人材確保策を講じる必要があります。資格を有する人材の確保はもちろん重要ですが、学童保育は、子どもと関わる仕事を経験したいと考える未経験者にとっても、将来の職業選択につながる入口となり得ます。資格保有者だけを対象とした人材確保にとどまらず、未経験者にも学童保育の仕事を知ってもらい、働きながら研修や資格取得につなげていくなど、将来の人材を育成する視点も必要です。

## 2. おやつ袋詰め作業の負担

子ども達のおやつは運営会社から箱詰めでルームに送られてきており、それらを1人分ずつ袋詰めする作業は多忙な指導員が行っております。誰でもできるような作業のために、貴重な指導員の手が取られております。

## 3. 子どもたちがゆっくり過ごせる居場所

百舌鳥小のびのびルームでは専用教室2室、共用教室2室の計4室を利用していますが、200名を超える利用児童がおり、部屋が足りない状況です。図書室も利用可能ではありますが、指導員の手が足らず、部屋を使いたくても使えない状況です。夏休みは熱中症アラートの影響で外遊びができず、狭い部屋で過ごす時間が増えます。指導員の数が確保できれば、子ども達の居場所を増やすことができます。

おやつ袋詰めや清掃、環境整備など、子どもたちへの直接的な支援以外の業務を指導員が担うことで、限られた指導員の人員がさらに分散しています。これらの業務は必ずしも専門的な知識や資格を必要とするものではないため、用務員やサポーター等を配置し、適切に業務を分担することが必要です。

指導員不足の中で、指導員が行っている業務を適切に分担することは、単なる負担軽減にとどまらず、指導員が子どもたち一人ひとりを見守り、安全を確保し、安心して過ごせる居場所をつくることにもつながります。

子どもたちの安全で快適な生活を支えるためには、必要な指導員数を確保するとともに、指導員一人ひとりが子どもたちへの支援に専念できる環境を整えることが必須です。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上の問題を踏まえ、以下の改善をお願い申し上げます。

### <陳情事項>

1. 指導員の適正配置（18名）。指導員を確保するため、堺市が受託事業者任せにせず、ハローワーク等と連携した求人・広報、人材育成など、具体的かつ継続的な人材確保策を講じること。資格保有者の確保だけでなく、未経験者にも学童保育の仕事を知ってもらえるよう情報発信を強化し、働きながら研修や資格取得につながる人材育成の仕組みを整えること。現在実施している人材確保策について、求人媒体、ハローワーク等との連携状況、求人掲載件数、応募・採用実績等を検証し、必要な改善を行うこと。
2. おやつ袋詰め作業や清掃、環境整備等を行う用務員・サポーター等を配置し、指導員の業務負担を軽減すること。指導員が子どもたちへの見守りや安全確保、生活支援など、本来の業務に専念できる体制を整えること。

受理年月日 令和 8 年 8 月 3 日

令和 8 年 第 4 回市議会 (定例会) 陳情書綴

---

令和 8 年 8 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 真生印刷株式会社

---

|                          |
|--------------------------|
| 堺市配架資料番号<br>1-B2-26-0050 |
|--------------------------|





この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。